

寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）の進捗状況と課題

《平成25年度》（26年度実施分等も一部含む）【暫定版】

【※】「関係団体等」の25年度の実績・課題等は未反映

- ※「担当課（機関）」の欄の「関係団体等」の項は、関係機関・団体等に記入を依頼した「寝屋川市障害者長期計画の進捗状況と課題検討ワークシート」の回答に基づく、機関・団体等において平成21年度以降に実施された「事業等の実施・進捗状況」です。なお、「計画の達成状況と課題」は、担当課・機関および関係団体等が回答した内容の要旨を記載したものです。
- ※ 本年度に新規に記載した事項（25年度の新規の取り組みや新たな課題など）は網掛けで示しています。

《目次》	I. だれもがともに暮らせるまちづくり	1
	1. 障害についての理解と支えあいの推進	1
	2. 快適で安全な生活環境整備の推進	3
	II. 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり	6
	1. 生涯を通じた発達と学習への支援の充実	7
	2. 就労や社会的活動への参加の推進	12
	3. 身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進	15
	III. 自分らしい生活を支えるサービスづくり	16
	1. 情報提供と相談支援の充実	15
	2. 生活を支援するサービスの充実	17
	3. 権利擁護に対する支援の充実	19
	計画推進のための取り組み	21

I. だれもがともに暮らせるまちづくり

1. 障害についての理解と支えあいの推進

(1) 障害についての理解の推進

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 障害についての啓発と交流の推進	①多様な方法による系統的な啓発の推進	障害福祉室 ・ 広報ねやがわに啓発記事を掲載しています。 ○20年度 人権啓発記事「こころの病とつきあいながら」を連載 23年度～24年度 12月に特集記事を掲載 25年度「ともに生きるまちをめざして」を連載 ・ 精神障害への理解と関心を深めるための市民を対象とした講演会や研修会を実施しています。21年度は民生委員、24年度・25年度は学校の養護教諭や関係機関を対象とした研修会も実施しました。25年度はDVDの上映会も開催しました。 ・ 発達障害への理解や関心を深めるための関係機関向けの研修会を、25年度も継続して実施しました。 ・ 障害者週間の街頭キャンペーンを障害者団体と協力して実施し、啓発グッズとして障害者施設の自主製品を配布しています。 広報広聴課 ・ 障害福祉室などの提供による障害者に関する諸事業を広報ねやがわに掲載しています。 ○掲載件数：20年度 42件 21年度 41件 22年度 36件 23年度 36件 24年度 30件 25年度 43件 人権文化課 ・ 人権啓発冊子「ひろげようしあわせの輪」を21年度（10,000冊）、23年度（12,000冊）、25年度（7,500部）に発刊し、関係機関、新成人、小中学生、新入生保護者等に配布しています。冊子では4コママンガで障害への理解と認識を深めバリアフリー社会の実現をめざしています（27年度、29年度にも作成予定）。 社会福祉協議会 ・ 機関紙、ボランティア通信、ホームページ等の広報媒体を使って、すべての人が暮らしやすいまちづくりのための課題や取り組みを紹介しています。 ・ 各校区福祉委員会でも広報紙が発行され、地域の取り組みなどが紹介されています。 [関係団体等] ・ 精神障害者実務者担当会議で啓発パンフレット「ともに生きるまちをめざして」の改訂版を検討しています。 ・ 医療機関で、障害者への理解をすすめるための講演会への講師派遣を行っています。	1
	②多様な市民の交流の推進	障害福祉室 ・ 「こころの健康フェスタ in ねやがわ」を開催しました。 ○参加者数：20年度 302人 21年度 218人 ・ 障害者雇用の啓発イベントとして、当事者、関係者等の参加を得て「エルガイダンス」を開催しています。 地域教育振興課 ・ イベント等に障害のある人が参加しやすいよう、「元気子育てフォーラム」、「中学生の主張」、「成人式」、「子どもを守る市民集会」に手話通訳者を配置しています。22年度までは成人式に要約筆記者も配置しました。 社会福祉協議会 ・ 行事や講座、研修を企画・実施ではプロセスを大切に、多様な市民参加が得られるように配慮しています。 [関係団体等] ・ 関係者による実行委員会で「あいラブ寝屋川」を毎年開催し、施設利用者等も参加して交流を深めています。	2
	③身近な地域での交流の場づくり	社会福祉協議会 ・ 各校区福祉委員会で「福祉まつり」を開催し、多様な市民が参加・協力してイベントをつくっています。 [関係団体等] ・ 医療機関で、地域の人が気軽に訪れ、障害者と触れあってもらうためのコンサートを開催しています。 ・ 当事者団体が、校区福祉委員会のボランティア部会の呼びかけにより、交流会を毎年開催しています。 ・ 通所施設が、地域交流事業を毎年開催し、地域の子どもたちと利用者が陶芸や手織りを一緒に体験しています。また、店舗で利用者が接客を行い、買い物に来る地域の人の理解につながっています。24年度より新たなまつりを開催し、地域交流をすすめています。	3
	計画の達成状況と課題	・ 広報への記事の連載は、市民の関心を高めるうえで一定の成果がみられた。→ 広報への啓発記事（障害ごと）の連載を継続して実施していく。市のホームページもいっそう充実していく。	記号 1 A

		・ 障害者間の交流が少しずつすすんでいるが、健常者と障害者の交流はコミュニケーションの問題もあり、すすんでいない。各団体等がさまざまな啓発イベント等を行っているが、障害者と健常者の交流は難しいのが現状であり、参加を促進するよう市も積極的に取り組んでいく。 ・ 当事者、支援者と行政の連携の具体的な取り組みは行われていない（行政の側があまり意識していないと感じられる）。 ・ 多くの地域の人々が障害を理解し、支援してもらえる環境をつくっていく。 ・ 行事等でどのような配慮が必要なのかを地域に周知するよう、当事者も運営に関わる体制をつくっていく必要があるが、配慮や呼びかけの具体的な方法がわからないため、十分にできていない。→ 当事者が勇気をもって生活上の課題を声にして、地域（福祉委員会）が耳を傾ける取り組みをすすめていく。		
2）福祉教育の推進	①学校等での福祉教育の充実	障害福祉室	・ 小学校からの依頼により、手話教室を開催しています ○実施校数：20年度 2校 21年度 3校 22年度 4校 23年度 2校 24年度 1校 25年度 1校	4
		教育指導課	・ 総合的な学習の時間などを活用して、小学校では車いす体験やアイマスク体験、中学校では車いすバスケットチームの方の講演会などの実践的な学習をすすめています。	
		学務課	・ とともに育つ教育の推進に向けて、各幼稚園で幼児理解を基盤として、特に配慮を要する子どもも含めた全園児一人ひとりの発達・特性に応じた保育を行っています。25年度はだれにもわかりやすく楽しいユニバーサルデザインを取り入れた教育環境を整備し、園児一人ひとりの特性に応じた保育を行いました。	
		こども室	・ 保育所(園)、幼稚園で障害児保育を実施し、日常の保育を通じて子どもどうしの相互理解を図るとともに、市立保育園とあかつき・ひばり園の交流保育・出会い保育を実施しています。	
		あかつき・ひばり園	・ 公立保育所との交流保育を実施しています。	
		社会福祉協議会	・ 小学校、中学校、高校が行う福祉体験学習への支援を実施しています。24年度は関わり方を「実施の支援」とし、実施主体である学校の自主性を促しました。 ○福祉体験学習実施回数：20年度 64回／6,484人 22年度 77回／7,003人 23年度 74回／7,023人 24年度 65回／5,622人 25年度 67回／5,753人 ・ 福祉教育のための資材・教材の貸し出しを行っています。 ・ 20年度に校区福祉委員、学校関係者、ボランティアなどを対象とした「福祉教育研修会」、小中学校の福祉教育を支援するための教員とボランティアを対象とした「福祉教育等支援説明会」、ボランティア支援のあり方を検討する「福祉教育等ボランティア連絡会」を開催しました。 ・ 24年度に福祉教育を目的とした市民向けシンポジウム「物と心を整理する」を開催しました。 ・ 25年度に福祉啓発を目的とした市民向けの講演会「孤立死～あなたは大丈夫ですか～」を開催しました。	
	[関係団体等]	・ 通所施設で、中学生の職場体験実習、大学生の単位実習、中高生のボランティアを受け入れています。		
②社会教育での学習の推進	地域教育振興課	・ 市民を対象とした成人教育講座、家庭教育学習等を実施しています。	5	
③身近な地域での共同学習の場づくり	社会福祉協議会	・ 校区福祉委員会や校区ボランティア部会などで、事例検討や障害者理解、福祉教育のための疑似体験学習を実施しています。	6	

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
計画の達成状況と課題		・年代に応じた福祉教育カリキュラムを検討していく。 ・以前に中学校でも手話教室を実施したが、聴く姿勢が弱く現在は実施していないので、実施方法などを検討する。 ・精神障害への理解をすすめるために、小中学校での福祉教育（語り部活動）をすすめていく。大学の学生も精神障害への理解が薄いため、研修会や講演会などを行い、啓発予防を広めていく。 ・福祉教育ボランティアへの依頼が多い（負担が大きい）。 ・身近な地域での交流や話しあい、学習の場づくりが必要である。 ・民生委員や主任児童委員からの障害児保育に関する研修依頼を積極的に受け、障害児への理解を促進していく。 ・認定こども園を導入する動きもあるなかで、民間保育園や幼稚園での障害児と健常児の交流を推進する。民間保育園とあかつき・ひばり園の交流などについても検討する。	記号 1 B

（２）地域で支えあう活動の推進

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 障害者を支援する地域福祉活動の推進	①障害者を支援するボランティア活動・NPO活動等の推進 社会福祉協議会 [関係団体等]	・各種ボランティア講座を開催しています。 ○20年度 配食ボランティア入門講座、青少年ボランティアコミュニケーション講座、ボランティア講座シニア編、子育てサロンスタッフスキルアップ講座 21年度 地域福祉活動を支えるボランティア基本講座、ボランティアの関係づくり講座、サロンに活かせるレクリエーション講座、傾聴ボランティア講座 22年度 ボランティア活動入門講座、ボランティア入門講座、ボランティア体験講座、ボランティア傾聴講座、傾聴ボランティア養成講座、ボランティアグループ運営講座 23年度 災害ボランティアセンタースタッフ養成講座、おしゃべりクッキング講座、地域で一緒にボランティア、ボランティアリーダースキルアップ講座、傾聴ボランティア講座 24年度 ボランティア入門講座、ボランティア養成講座、ボランティア相談員養成講座、モチベーション再発見講座、傾聴ボランティア講座 25年度 子育て支援スタッフ養成講座、校区ボランティア入門講座、ボランティア入門講座、災害ボランティアセンタースタッフ養成講座、熟年ボランティア講座 ・23年度でボランティア保険の助成金がなくなったため、24年度より歳末たすけあいの配分金を増額しました。 ・通所施設が、校区福祉委員会などに行事ボランティアを毎年依頼し、定着してきています。	7
②身近な地域での支えあい活動の推進	社会福祉協議会	・校区福祉委員会で小地域福祉ネットワーク活動を実施しています。 ・ボランティア活動の調整・支援を行っています。 ・市内6エリアで「まちかど福祉相談所」を実施し、ニーズの発見・把握や活動の充実を図っています。21年度からは「まちかど福祉相談所拡充事業」を実施し、地域住民とコミュニティソーシャルワーカーが連携してニーズ把握と問題解決につなぐ活動の充実を図っています。25年度は新たに1か所の相談所が開設され、10か所になりました。	8
③地域福祉活動と公的サービス等の協働の推進	社会福祉協議会	・校区福祉委員会で小地域ネットワーク活動を推進し、個別ケースへの公的サービス等とも協働した支援も行われています。	9
計画の達成状況と		・通学を支援する日常的なボランティア活動などが行われているケースがある。	記号

	課題	・活動している団体等のヨコの連携が、全般的に取れていない。→ 市民活動センターと社会福祉協議会ボランティアセンターの連携をすすめる。 ・団塊世代の人などの知識・経験・ネットワークをボランティア活動につなぐしかけをつくっていく。ボランティア活動に多くの人が参加できるよう、コーディネートをしきみを充実していく。 ・ボランティアの基本となる考え方を繰り返し伝えていく。また、講座の成果が実践に結びつくよう、事業所とのパイプづくりをすすめる。 ・公共施設の指定管理にともなう利用料の有料化、ボランティア保険の掛金助成の廃止などをふまえ、経済的な面も含めた活動者支援のしくみをつくる。 ・地域における「新たな支えあい」をすすめるために、地域の福祉力につなげる意識をもって、行政と地域の協働をどのように展開していくかを示していく。地域での支えあい活動の事例を積み上げ、行政・社協・地域の連携のしくみを創造していく。		1 C
2) 当事者活動の推進	①当事者による地域福祉活動の推進	障害福祉室	・障害者等生活支援事業（障害児学童）を、障害者団体に委託して実施し、毎回15人程度のボランティアが協力しています。	10
		社会福祉協議会	・登録ボランティアグループの「寝屋川視力部会」などと連携し、小中学校や高校、地域で取り組まれている福祉教育の支援を行っています。	
		[関係団体等]	・NPO法人で、当事者グループの事務局を担い、活動を支援しています。 ・当事者団体が、校区福祉委員会のボランティア部会と懇談を行っています（24年度は防災をテーマに）。	
	②当事者団体の活動の推進	障害福祉室	・障害者団体の自主的活動に対して、市立総合センターでの活動の場の提供や補助金の交付を行っています。 ・市内障害者施設の見学や、自立支援法の今後についての研修会等を開催しました。23年度からは障害者団体と協力して近隣市などの障害者施設の見学を行っています。 ・25年度に障害者団体協議会と社会福祉協議会の意見交流会を行いました。	11
		社会福祉協議会	・主体的な活動が行えるよう、福祉機器や機材の貸し出しを行っています。	
		[関係団体等]	・当事者団体が、生活全般に関する要望書を市に毎年提出し、懇談会を行っています。 ・当事者団体が、研修会や勉強会を行っています。	
	③当事者が気軽に交流できる場づくりの推進	障害福祉室	・20年度に開催した「こころの健康フェスタ2008 in ねやがわ」では、精神障害のある当事者に体験談等を話してもらうフォーラムを実施し、講演会とあわせて302人の参加がありました。 ・25年度は「寝屋川春の統合失調症寄席」を開催して当事者が落語・対談を行い、70人の参加がありました。 ・障害者サロン活動の「i～naふれあい」を知的障害者福祉センターで月2回開催しています。また、音楽活動を日本音楽ヘルパー協会の指導で奇数月に1回、サモックホールで開催しています。 ○「i～naふれあい」延参加人数：21～23年度 240人 24年度 288人 25年度 216人	12
		社会福祉協議会	・校区福祉委員会で「ふれあい喫茶」などの地域住民が自由に参加し、気軽に話ができる場が開かれています。	
		[関係団体等]	・NPO法人が事務局となって精神障害者地域交流事業（Club E&T）を実施し、映画上映会などを行いました。 ・24年度は「こころの健康フェスタ」を行いました。 ・社会福法人が、24年度に当事者・家族・支援者が気軽に交流できる「スピークイベント」開催しました。	

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
計画の達成状況と課題		・活動している団体等のヨコの連携が、全般的に取れていない。異なる種別の障害者どうしの相互理解をさらにすすめるための事業を行っていく。 ・新しく組織化された当事者団体については、行政との連携があまりすすんでいない。 ・当事者団体の若年層の会員が少なく、活動の活性化につながりにくい。→ 当事者活動として自主性や力を発揮できるよう、取り組みを見直していく。当事者団体のPRを、市も連携して行っていく。高齢化がすすみ現役世代が減少するなかで、支援を受ける側も分かちあうような議論をすすめる。 ・障害当事者が地域活動に参加しやすい環境をつくり、主体的な参加を推進していく。障害者の「居場所」に何が必要なのかを地域で考える。 ・自立支援協議会を中心に相談支援事業と連携した当事者活動のネットワークをつくっていく。自立支援協議会の地域活動支援部会取り組み状況などを、当事者に知らせていく。 ・当事者活動のなかで出てきた小さな声を、施策に反映していく。	記号 1 D

2. 快適で安全な生活環境整備の推進

（1）だれもが利用しやすいまちづくりの推進

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 都市施設のバリアフリー化の推進	①福祉のまちづくりの推進	障害福祉室 ・障害者団体の要望書を受けて、住みやすいまちづくりを推進しています。	13
	まちづくり指導課	・大阪府福祉のまちづくり条例に基づく協議・指導等を推進しています。 ○条例に基づく処理件数：20年度 18件 21年度 14件 22年度 7件 23年度 3件 24年度 8件 25年度 9件	
	都市計画室	・「JR東寝屋川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」、「京阪萱島駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を市のホームページに公表し、情報提供を行っています。 ・21年度に国土交通省が作成したパンフレット（「こどもと学ぶバリアフリー『バリアフリー教室』のすすめ」、「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」）を庁内関係課に配布し、周知・啓発に活用しています。	
	[関係団体等]	・当事者団体で「やさしい街づくり」の会議を開き、市に提案を行っています。	
	②道路や歩道のバリアフリー化の推進	障害福祉室 ・障害者団体の要望書を受けて、住みやすいまちづくりを推進しています。 道路交通課 ・21年度に萱島地域で点字ブロックを一部設置しました。 道路建設課 ・交通バリアフリー基本構想に基づき、整備を推進しています。 ○20年度 東寝屋川駅駅前広場のシェルター（屋根付き通路）の設置、歩行者誘導ブロックと歩道の改修等 21年度 萱島駅駅前広場のスロープの改修、歩道の改修等 22年度 市道東寝屋川駅前線の歩道の改修等 23年度 市道東寝屋川駅前線、他1路線の歩道の改修等	
③公園・緑地のバリアフリー化の推進	市水・みどり課	・20年度に都市公園等の現況調査、21年度に施工箇所の選定と検証、22年度に公園管理システムの導入を実施しました。23年度以降も都市公園等のバリアフリー化を実施しています。 ○実施箇所：23年度 木屋元町公園の出入口にサークルゲートを設置、寝屋南地区に新設された公園・緑地4か所をバリアフリー対応とし、トイレ1か所にオストメイトを設置 24年度 春日どんぐり公園の出入口にサークルゲートを設置	15

		25年度 1号三井公園・3号三井公園の出入口、通路の一部をバリアフリー対応	
		・都市公園条例改正及び移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定しました（25年4月1日施行）。	
④公共建築物のバリアフリー化の推進	障害福祉室	・福祉事務所の窓口、家庭訪問等、障害者団体との定例会議等を通じてニーズを把握し、必要に応じて関係各課と連携を図っています。 ・20年度にオストメイトトイレを3施設（本庁、市民会館、保健福祉センター）に設置しました。22年度は市民体育館のオストメイトトイレ設置等の改修を行いました。 ・24年度は本庁舎改修工事で出入口拡幅、障害者トイレ拡大、正面玄関音声誘導チャイムの設置を行いました。	16
	保健福祉総務課	・23年度に総合センターのシャトルバス乗り場と福祉事務所周辺トイレに点字ブロックを設置しました。 ・25年度に総合センター・保健福祉センターの自動ドアに盲導鈴を設置しました。	
	資産活用課	・22年度に本庁舎シャトルバス停留所の点字ブロックを整備しました。 ・24年度に本庁舎玄関2か所に盲導鈴を設置しました。 ・25年度に市役所敷地一体整備工事を行い、歩道・スロープ・駐車スペースの拡幅、ゆずりあい駐車区画の整備を行いました。	
⑤民間建築物のバリアフリー化の推進	まちづくり指導課	・大阪府福祉のまちづくり条例に基づく協議・指導等を推進しています。	17
	[関係団体等]	・通所施設で、利用者の状況に応じたバリアフリー化や安全確保のための配慮を行っています。	
⑥面的な整備の推進	都市計画室	・交通バリアフリー基本構想に基づく事業と進捗管理を、東寝屋川駅・萱島駅周辺地区で実施しました。特定経路の整備は23年度までに完了し、準特定経路の整備について関係機関・部局と連携を図っています。	18
⑦福祉のまちづくりに関する市民の理解の推進	道路交通課	・交通指導員によるめいわく駐車防止重点地域での啓発を行い、警察と連携（週1回警察官が同行）して路上駐車防止に努めるとともに、駅周辺での自転車マナー向上の啓発と放置自転車の撤去を行っています。 ・20～22年度に民間と協働してラック式駐輪場を寝屋川市駅周辺に設置しました。また、道路ふれあい月間に寝屋川市駅前街頭啓発や道路パトロール、横断幕の掲出を実施しました。	19
計画の達成状況と課題	・当事者団体が“やさしい街づくり”の提案を行ったが、行政は他人事的な意識をもっているように見受けられる。 ・交通バリアフリー法は都市計画室の担当だが、バリアフリー新法の所管課は決まっていない。 ・駅や主要道路のバリアフリー化はすすんできたが、生活道路は未整備で車いす等の通行に危険な場面も多いため、早急に調査し整備していく。車いすで安心して外出できるよう、道路の段差や凹凸の解消、車道と歩道の分離をすすめる。 ・点字ブロックの上に自転車や物品などを置かないよう指導を行う。→ 一向に改善されないため、ハードが整備されるまで自転車等を整理する人を配置する。 ・バリアフリー化されていない公園・緑地の出入口やトイレ等を、順次整備していく。→ 都市公園条例の改正をふまえ、バリアフリーの状況について再調査を行い、条例に基づく施設整備（新規開設・既存のバリアフリー化）の財源を確保する。		記号 1 E

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
2) 障害者等に配慮した交通の充実	①公共交通の充実	道路交通課 ・「タウンくる」バスは、香里ルート、黒原ルート、木田河北ルートに続き、20年度に総合センター経由の市域西北部ルートと市民体育館経由の運行を開始しました。22年度は黒原ルートに停留所を新設しました。 ・22年度から東部地区のバス路線の再編に向けて事業者と協議を行い、23年度に実施しました。24年度も継続して協議を行いました。 ・22年度にバスにＩＣカードシステムを導入し、利便性の向上を図りました。	20
	②交通施設や車両等のバリアフリー化の推進	道路交通課 ・バス事業者に低床バスの導入を要望し、市内を走行する車両の76％(20年度)が低床バスになりました。23年度からは新規購入のバスはすべて低床車が導入されています。 都市計画室 ・東寝屋川駅・萱島駅周辺地区で、交通バリアフリー基本構想に基づき、事業と進捗管理を実施しました。	21
	③移送サービス等の充実	障害福祉室 ・重度障害者(児)に対するタクシー基本料金の助成を行っています。 ○利用件数：20年度 発行件数1,326件／使用枚数14,308枚 21年度 発行件数1,358件／使用枚数14,308枚 22年度 発行件数1,438件／使用枚数15,035枚 23年度 発行件数1,421件／使用枚数15,873枚 24年度 発行件数1,435件／使用枚数16,458枚 25年度 発行件数1,435件／使用枚数16,648枚 ・新車両でリフト付き自動車の貸し出しを再開しました。(23年度まで) ○利用件数：20年度(10月～)15件／延29日間 21年度 26件／延64日間 22年度 13件／延41日間 23年度 3件／延9日間 社会福祉協議会 ・移送サービス（道路運送法79条に基づく登録）を実施しています。24年度に車両を3台に増やし、多様なニーズに対応しています。 ○利用登録者数：20年度 565人 21年度 722人 22年度 651人 23年度 906人 24年度 803人 25年度 1,103人 ・運転協力者を確保するため、認定講習会を年3回開催しています。24年度は現任研修会も開催し、意識をいっそう高めて安心・安全のサービス提供をすすめています。 ○認定講習会受講者数：21年度 64人 22年度 43人 23年度38人 24年度 36人	22
	④移動を支援する福祉サービスの充実	障害福祉室 ・重度訪問介護、行動援護、移動支援事業の適切な支給決定を行うとともに、養成研修の実施によるガイドヘルパーの養成を事業者連絡会と連携して行いました。 ○従事者養成課程修了者数：20年度 知的69人／全身性19人 21年度 知的44人／全身性20人 22年度 知的40人／全身性25人 23年度 知的36人／全身性18人 24年度 知的10人／全身性20人 25年度 知的25人／全身性19人 ○スキルアップ講座受講者数：20年度 知的・全身性9人 21年度 知的15人 22年度 知的26人 23年度 知的18人 24年度 知的15人 25年度 知的30人 〔関係団体等〕 ・ガイドヘルパー養成研修の修了者に市内の事業所で従事してもらえるよう、事業者連絡会がオリエンテーションの場ではたらきかけを行っています。	23
	計画の達成状況と課題	・公共交通での移動が困難な地域がある。タウンくるバスのルートの見直しなどにより、特に、総合センターへの利便性を高めていく。タウンくるバスを積極的に活用するなど、市内がスムーズに移動できる方策を検討していく（※タウンくるバスについては、現在のところ新たなルートを設定する予定はない）。 ・低床バスの導入はすすんでいるが電話予約の必要があったり、リフトの扱いに慣れない運転手などによるトラブルがある。 ・総合センターのシャトルバスが民間委託となり、バスの通路が狭くなったため、車いすが乗せにくくなった。 ・タクシー基本料金の助成に関して、領収書を出さないなどの苦情を聞くことがある。	記号 1 F

			・公共交通の割引制度が精神障害者にも適用されるよう、はたらきかけを行っていく。特定疾患受給者証で移送サービスが利用できるようにする。 ・同行援護が開始され、サービスの支給量は増えたが、わかりにくくて使いにくかったり、利用者負担が増えた人などもある。 ・行動援護や重度訪問介護の実績が目標に対して低調である。事業者の人手不足で、受け入れが厳しくなっている。 ・移動支援事業から撤退する事業所も出てきている。移動支援事業(所)を増やしていくために、報酬単価の改善などの方策を検討していく。また、移動支援の利用条件を拡大していく。→ 移動支援事業の報酬単価が改善され、一定の成果があった。 ・行動援護の利用を促進するための方策（事業者の確保、マネジメントを含めた支援体制のなかでの利用、移動支援との併給など）を検討していく。 ・ガイドヘルパー養成研修実施により有資格者は増えているが、依然マンパワー不足が深刻である。特に、知的障害者課程への応募が少なく、新たな人材を確保できていない。知的障害者課程は24年度も少なかったので、アナウンスを開催していく。一方、全身性障害者課程は応募が多いので開催を増やす。 ・移送サービスについて、運転協力者の確保や車両更新などの財源確保を行うとともに、他のサービスとの役割分担などの方針を明確にしていく。	
3) 情報のバリアフリー化の推進	①多様な方法による情報提供の推進	障害福祉室	・障害福祉室から視覚障害者に書類を送付する場合、封筒に点字シールを貼付しています。 ・長期計画推進委員会の資料を音声データ化し、視覚障害者の委員に配布しました（22年度まで）。 ・身体障害者福祉会の会議のレジュメを点字で作成しています。	24
		広報広聴課	・障害者に関する諸事業について、庁内の複数課で組織した委員会で表現方法等を検討し広報紙に掲載するとともに、広報紙の点字版・音声版を作成し希望者に配布しています。23年度はデイジー化した音声版も作成・配布しました。関係機関と協議をすすめデイジー再生機器の普及促進にも取り組んでいます。 ・ホームページでPDF版広報を公開するとともに市のイベント等をメールで配信するなど、多様な媒体による情報提供を行っています。23年度は動画による情報も配信しました。 ・24年度以降も、情報のバリアフリー化をさらに推進するシステムの調査研究を、継続的行っていきます。	
	②コミュニケーションを支援するサービスの充実	障害福祉室	・コミュニケーション支援事業で手話通訳者、要約筆記者の派遣や点訳・音訳等を実施しています。また、手話通訳者と要約筆記者の現任訓練を実施し、技術の向上に努めています。 ○現任訓練実施回数：20年度 手話通訳者 7 回・要約筆記者 4 回 21年度 手話通訳者 7 回・要約筆記者 4 回 22年度 手話通訳者 7 回・要約筆記者 6 回 23年度 手話通訳者 6 回・要約筆記者 3 回 24年度 手話通訳者 7 回・要約筆記者 4 回 25年度 手話通訳者 7 回・要約筆記者 4 回 ・21年度より手話奉仕員養成講座通訳コースを開催しています。 ○修了者数：21年度 10人 22年度 23人 23年度12人 24年度 7人 25年度 10人 ・障害福祉室に聴覚生活相談員と手話通訳者（各 1 名）を配置し、課の職員の手話学習を実施しています。	25

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
③障害のある人とのコミュニケーションに関する市民の理解の推進	障害福祉室	・手話、要約筆記、点字を市民に普及するため、手話奉仕員養成講座（入門・基礎コース）、要約筆記奉仕員養成講座、点字講習会、点字パソコン講習会を開催しています。25年度は枚方市と合同でパソコン要約筆記講習会も開催しました。 ○修了者数：20年度 手話入門60人・手話基礎52人・要約筆記15人・点字講習12人 21年度 手話入門47人・手話基礎35人・要約筆記15人・点字講習 9人 22年度 手話入門42人・手話基礎35人・要約筆記 9人・点字講習 7人 23年度 手話入門37人・手話基礎34人・要約筆記 8人・点字講習 6人 24年度 手話入門29人・手話基礎23人・要約筆記 7人・点字講習 5人 25年度 手話入門35人・手話基礎25人・要約筆記 8人・パソコン要約 5人・点字講習 8人 ・子どもへの聴覚障害や手話の学習機会として、聴覚生活相談員が小学校で講演を行いました。 ○実施回数：20年度 3回 21年度 3回 22年度 4回 23年度 2回 24年度 1回 25年度 1回	26
計画の達成状況と課題		・入院中の障害者に対するコミュニケーション支援（介助者の派遣）のしくみを制度化していく。 ・盲ろう者の実態を把握し、支援の方策を明示していく。 ・市から視覚障害者に書類を送付するすべての封筒に、点字シールを貼付する。	記号 1 G

（２）安全なまちづくりの推進

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 防災対策の推進	①防災に対する意識づくりや日常からの対策の推進	障害福祉室 ・20年度に災害発生時の緊急体制に関する聴覚障害者対象の学習会を開催しました（参加者25人）。 ・火災や救急等の緊急通報を聴覚障害者が携帯電話やパソコンでできる「eメール119番」を実施しています。また、見直しに向けた協議を枚方寝屋川消防組合と行っています。 ・聴覚障害者用火災警報器の普及に努めています。 ・手帳所持者、難病患者、一部の高齢者を対象として、対象者が避難先等で必要な支援や医療を適切に受けられるよう、日常生活をおくるうえで必要な支援や医療の情報を記入し、財布や手帳に入れて持ち歩ける「緊急時情報カード」の見本を作成しました。 ・25年度より、危機管理室が実施する家具転倒予防器具取付支援事業の障害者（身体1・2級、療育A・精神1級の所持者がいる世帯）の申請受付を行っています。 高齢介護室 ・ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯への火災警報器の設置を促進しています。また、認知症高齢者グループホームへのスプリンクラー設置に対する補助を行っています（25年度まで延長）。 ・小規模多機能型居宅介護事業所のスプリンクラー等の設置を促進するための補助を行っています。 ○設置件数：25年度 1事業所 保健福祉総務課 ・21年度に総合センターのエレベータ改修に際し、地震対策機能を付加しました（視覚障害者が安全に利用できるよう、エレベータ内外の配色を障害者団体と協議して決定しました）。 危機管理室 ・出前講座を実施し、災害時要援護者の防災意識の高揚、市民への安心・安全に暮らせるまちづくりの周知を図っています。 ○実施回数：20年度 1件（ろうあ者成人学習会）参加者25人 21年度・22年度 希望なしのため未実施 23年度 4件 24年度 1件（障害者団体協議会）参加者29人 25年度 希望なしのため未実施 ・25年度に家具転倒防止器具取付支援事業（障害者・高齢者のいる世帯対象）を実施しました。	27

		○利用件数：1,084件	
	[関係団体等]	・通所施設で、毎月の避難訓練と年1回の消防署の立入による訓練を実施しています。また、緊急時の連絡網や自宅への送迎網を定めています。	
②災害時に支援が必要な人を支えるしくみづくり	障害福祉室	・災害時要援護者への支援が迅速・的確に行われるよう、個人情報の利用の同意が得られた人の名簿を高齢介護室と協力して作成し危機管理室に渡し、取扱方法について個人情報保護審査会と調整しました。22年度は本人の同意を得て地域の支援者にも情報提供ができる「災害時要援護者リスト」を作成しました。 ・23年度から重度障害者等の緊急時の対応が困難な障害者を対象として、緊急医療情報キット命のカプセル「あんしん」を配布しています。	28
	高齢介護室	・災害時要援護者への支援が迅速かつ的確に行われるよう、障害福祉室と高齢介護室で対象者を抽出し、個人情報の利用に同意した人の台帳を作成しました。22年度には、平常時にも活用できる要援護リストとするため、再度同意を取り直して台帳を作成しました。	
	危機管理室	・20年度に災害時要援護者リストの作成に向けて、民生委員協議会、社会福祉協議会、自治推進協議会に説明を行い、リスト対象者に登録申込み兼同意書を送付しました。21年度に災害時要援護者安否確認対象者リストを作成し、福祉・防災部局で共有しました ・22年度に平常時から情報共有や支援が可能な要援護者リストを作成すべく対象者に同意書を送付し、返送分の集約を行いました。23年度に各地域の自主防災組織への安否確認対象者リストの提供に向けた準備を行い、24年度に提供をすすめました。25年度は災害時要援護者全体リストを作成しました。 ・23年度に災害時要援護者地図システムを構築しました。	
	保健福祉総務課	・地域福祉計画の見直しに向けたニーズ調査を実施し、災害時支援のための情報提供や地域での共有についての意向も把握しました（市民の62.2%が情報の提供を肯定、福祉委員の68.8%が情報の共有の必要性を回答）。 ・22年度に策定した「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」に、災害時要援護者支援などを盛り込みました。	
	社会福祉協議会	・小学校区単位で実施されている自主防災組織による防災イベントに校区福祉委員が参画し、要援護者への配慮について話し合いを行っています。 ・23年度に災害時要援護者リストを校区福祉委員会に提供しました。 ・23年度、25年度に災害ボランティアセンタースタッフ養成講座を開催しました。	
③災害情報を伝達するしくみづくり	障害福祉室	・災害発生時に緊急放送を字幕と手話で発信する「アイ・ドラゴンⅡ」を総合センターに設置しています。 ・22年度に地上デジタル化にともない、「アイ・ドラゴンⅡ」に対応する地デジチューナーを設置しました。	29
	危機管理室	・防災行政無線、広報車の他に府と府下市町村で運営する「おおさか防災ネット」や「防災情報メール」で情報提供を行っています。防災行政無線をデジタル化し情報提供システムが向上しました（J-ALERTの導入など）。 ・22年度に避難勧告に関する各種マニュアルの策定に着手し、23年度に策定しました。 ・24年度は、緊急時に各携帯電話会社の緊急速報メール・エリアメールの利用を開始しました。登録者に情報提供ができる防災活動情報メールの運用も開始しました。防災無線の同報系子局を増設するよう検討し、25年度に新設（4か所）、増設（4か所）、移設などを実施しました。	

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
④避難所等の整備 と支援の充実	障害福祉室	・ 福祉避難所について、23年度から検討し、24年度は福祉施設協議会と協力してワーキング（年４回）や受け入れ可能人数等のアンケートを実施し、25年度に市内13か所と協定を交わして設置しました。	30
	高齢介護室	・ 25年度に災害発生時の福祉避難所の設置運営に関する協定を市内の特別養護老人ホームと締結しました。	
	危機管理室	・ 各避難施設のバリアフリー化として、段差解消や手すりの設置がすすめられています。 ・ 福祉避難所の指定について、24年度に高齢介護室、障害福祉室と協議して検討し、25年度も引き続き推進しています。	
	社会福祉協議会	・ 23年度、25年度に災害ボランティアセンタースタッフ養成講座を開催しました。 ・ 24年度は災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練や関係機関との調整を実施しました。	
計画の達成状況と 課題		・ 防災に対する当事者組織の意識が高まり、学習活動などに取り組んでいる。→ ・ 講座等を通じて、市民や災害時要援護者の防災意識を高める。災害情報を受けて迅速・安全に避難できるよう啓発等を行う。 ・ 個人情報保護が求められるなかで、支援する制度を検討する。→ 災害時要援護者の情報を平時から地域と共有するよう（災害時の共有は現在でも可能）、個人情報保護に関する検討を行っている ・ 災害対策基本法の改正にともない災害時要援護者避難支援の名簿のあり方を検討し、機能的に運用できるしくみを構築する。リストの更新方法も検討する。 ・ 災害時要援護者名簿の対象者の範囲を検討する。難病患者なども記載する。 ・ 安否確認対象者リストの作成・活用について、関係部局が密接に連携して、迅速な取り組みをすすめていく。 ・ 支援が必要な要援護者の情報を民生委員や自治会の協力を得て把握し、地域に開示して具体的な個別支援のしくみの検討をすすめる。→ 自治会がない地域や自治会に入れない人もおり、要援護者名簿を消防署や交番等で保管する方法なども検討する。 ・ 災害時要援護者地図システムのマニュアルを作成する。 ・ 障害者に対する防災システムが機能するよう、研修や避難訓練などを行っていく。障害者のための防災時の支援マニュアルを作成する。→ 防災に関する市の方針が、地域に周知徹底されていない。 ・ 緊急時の医療情報を携帯できるカードを「命のカプセルあんしん」とセットで配布する。 ・ 災害時に最優先で援護する人のリストに希望する難病患者も記載し、インスリン等の薬の流通・在庫の確保をすすめる。 ・ 多様な手法を使った情報提供について、要援護者への周知・啓発を行っていく。 ・ 避難所の運営にあたる地域の役員とともに、障害者への配慮などについて検討していく。 ・ 支援が必要な人に配慮した（多くの人がいる場所が苦手な障害児者が過ごせる場など）福祉避難所について、必要な資機材の備蓄や避難所の運営、避難所への移送方法等の検討や、対象者への周知を迅速に行っていく。地域防災計画への反映を図る。 ・ 災害時のニーズ把握の方法や、外部のボランティアの受け入れやコーディネートのしくみを検討していく。	記号 1 H
2）防犯対策 の推進	①障害者を犯罪から 守る取り組みの推進	保健福祉総務課 ・ 民生委員児童委員は校区単位に定例会を毎月開催し、情報交換を行うとともに、状況に応じて関係機関につないでいます。 ・ 22年度から全民生委員が経験年数に応じて研修を受講できるよう、研修体系を見直しました。	31
	計画の達成状況と 課題	・ 民生委員児童委員の負担が増大している面もある。	記号 1 I
3）交通安全 対策の推進	①交通安全に対する 意識の高揚	道路交通課 ・ 22年度から寝屋川支援学校で交通安全教室を実施しています（今後も啓発活動等の実施を検討）。	32
	②交通安全に関する施 設等の整備の推進	道路交通課 ・ 道路照明灯や道路反射鏡を設置しています。	33

	計画の達成状況と課題			記号 1 J
4) 徘徊行動のある人への支援の推進	①徘徊行動のある人を協力して探すしくみづくりの検討	高齢介護室	・「メールねやがわ（安心・安全メール一斉配信サービス）」で、「徘徊高齢者情報」を送信（警察に徘徊高齢者の捜索願いを出した家族の申し出により徘徊者の特徴などの情報を送信）する事業を実施しています。事業の周知を図るため、市民への広報を行うとともに、パンフレットの作成、ケアマネジャーや介護保険事業者への周知を行っています。 ○登録者数：20年度 登録2人／実績0件 21年度 登録2人／実績0件 22年度 登録3人／実績0件 23年度 登録5人／実績3件 24年度 登録5人／実績1件 25年度 登録5人／実績1件	34
		社会福祉協議会	・23年度に校区福祉委員会（1か所）で認知症徘徊模擬訓練を実施しました。 ・24年度は6か所の校区福祉委員会で、認知症支援の取り組みを行いました。 ・25年度は9か所の校区福祉委員会で、認知症についての勉強会を行いました。	
		[関係団体等]	・利用者が行方不明になったときは、家族や警察の協力も得て対応しています。	
	計画の達成状況と課題	・迷子になった知的障害者が保護されたときに、警察官から親の監督不行き届きのように言われることがある。 ・障害への理解と徘徊者を協力して探せるしくみづくりをすすめる。関係機関・事業所・民間サービス事業者などが連携・協働する見守り活動のしくみをつくる。→「メールねやがわ」の登録者は認知症高齢者においても非常に少ないことをふまえ、徘徊者情報を送信する事業が事業者や市民に定着・浸透するよう周知を図っていく。対象を障害者にも広げる。 ・徘徊者について、地域にどのような協力を求め、どのように探すのかの具体的な方法を検討する。		記号 1 K

Ⅱ. 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

1. 生涯を通じた発達と学習への支援の充実

(1) 継続的な支援のしくみづくり

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 発達や療育を継続的に支援するしくみの構築	①発達や療育を継続的に支援するしくみの構築	障害福祉室	35
		・ 障害のある児童の保健、福祉、教育に関する問題について、意見交換や関係機関間の連絡調整を行うことを目的とする「寝屋川市障害児関係機関協議会」（年11回開催）に児童デイサービスセンター「どんぐり教室」とともに参加し、継続的な支援を推進しています。 ・ 25年度に成長記録や病歴、接するときのポイントなどの情報を伝えるルーツとしての「サポート手帳」を、委員会を設置して作成しました。	
		健康増進課	
		・ すべての子どもと保護者を対象とする乳幼児健診等（4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査、経過観察健康診査、育児教室、訪問指導等）を通じて、関係する機関と連携して障害のある子どもの早期発見、早期療育を推進しています。 ・ 民間保育園・幼稚園に通園している障害児の支援を継続的に行うとともに、22年度からは就学後も支援が必要な場合は保護者の了解を得て教育指導課や小学校への申し送りを行っています（就学前の関係機関・教育指導課との連絡会議を2回開催しました）。 ○申し送り実施件数：22年度 3件 23年度 7件 24年度 7件 25年度 7件 ・ 私立幼稚園に入園する療育の必要な子どもについても健診でフォローしながら、必要に応じてあかつき・ひばり園との併用につないでおり、連携できる園が少しずつ増えています。 ○健康増進課のフォローからの併行通園件数：25年度 3ケース	
		こども室	
		・ 「寝屋川市障害児関係機関協議会」に参加しています。 ・ 保育所(園)で個別指導計画を作成しています。23年度に個別支援計画・指導計画についての情報交流を寝屋川市障害児関係機関協議会で実施しました。情報の引き継ぎ方法についても検討を行い、24年度からは保護者の同意を得て、学校への引き継ぎ資料として送付しています。	
		あかつき・ひばり園	
	教育指導課	・ 「寝屋川市障害児関係機関協議会」に参加しています。 ・ 「寝屋川市障害児関係機関協議会」で必要な情報の共有や引き継ぎを行うことで、継続的な支援の体制づくりがすすんできています。	
	学務課	・ 特に配慮を要する子どもに支援コーディネーターが中心となって担任や保護者と話しあって個別の支援計画や指導計画を作成し、全職員の共通理解を図るための情報の共有や引き継ぎをプライバシー保護に配慮して実施しています。23年度に関連施設の関係者との連絡を密にし、状況に応じた指導が行えるよう取り組みました。	
	大阪府中央子ども家庭センター	・ 障がい児相談を実施しています。 ○受付件数：（中央子ども家庭センター管内の件数／22・23年度の[]は寝屋川市の件数） 20年度 2,658件（肢体不自由321件、視聴覚障害12件、言語発達3件、重症心身障害129件、知的障害2,183件、自閉症等10件） 21年度 2,681件（肢体不自由221件、視聴覚障害7件、言語発達0件、重症心身障害202件、知的障害2,235件、自閉症等16件） 22年度 2,626件（肢体不自由228[62]件、視聴覚障害5[0]件、言語発達1[0]件、重症心身障害148[20]件、知的障害2,235[505]件、自閉症等9[4]件） 23年度 2,937件（肢体不自由205[49]件、視聴覚障害7[0]件、言語発達2[0]件、重症心身障害317[24]件、	

		知的障害2,393[477]件、自閉症等13[3]件) 24年度 2,327件 (肢体不自由46[15]件、視聴覚障害5[0]件、言語発達3[0]件、重症心身障害30[0]件、知的障害2,216[419]件、自閉症等27[2]件) 25年度 2,161件 (肢体不自由40件、視聴覚障害5件、言語発達1件、重症心身障害23件、知的障害2,063件、自閉症等27件) ※暫定数値	
②発達障害のある子ども等への支援の推進	障害福祉室	・児童デイサービスセンター（どんぐり教室）での指導及び相談支援事業を通じて支援を行っています。 ○利用者数：21年度 どんぐり教室89人・相談支援事業16人 22年度 どんぐり教室92人・相談支援事業16人 23年度 どんぐり教室95人・相談支援事業16人 24年度 どんぐり教室92人・相談支援事業20人 25年度 どんぐり教室92人・相談支援事業20人	36
	健康増進課	・すべての子どもと保護者を対象とする乳幼児健診等を通じて、関係する機関と連携して障害のある子どもの早期発見、早期療育を推進しています。 ・私立幼稚園に入園する療育の必要な子どもについても健診でフォローしながら、必要に応じてあかつき・ひばり園との併用につないでおり、連携できる園が少しずつ増えています。	
	こども室	・保育所・幼稚園での軽度発達障害の子どもへの支援として、巡回発達相談を実施しています。 ○利用者数：20年度 公立保育所119人、民間保育園19人 21年度 公立保育所122人、民間保育園34人 22年度 公立保育所109人、民間保育園62人 23年度 公立保育所 88人、民間保育所71人 24年度 公立保育所74人、民間保育園109人 25年度 公立保育所 79人、民間保育所119人 ・公立保育所職員の研修会に民間保育園の職員も参加し、交流を図っています。	
	あかつき・ひばり園	・保育所・幼稚園との並行通園の発達障害児への指導を実施しています。 ○支援児数：20年度 2人 21年度 3人 22年度 6人 23年度 9人 24年度 7人 25年度 12人	
	教育指導課	・小中学校を教育相談員や府立支援学校の地域支援コーディネーターが訪問し、具体的な支援方法を助言するシステムの充実を図っています。	
	子ども家庭センター	・障がい児相談を実施しています。	
③障害のある子どもの保護者等に対する支援の充実	障害福祉室	・相談支援事業（療育相談）、どんぐり教室の保護者相談や母親教室等を通じて支援を行っています。 ○療育相談実施状況：20年度 月1回・24人（うち児童17人） 21年度 月1回・24人（うち児童8人） 22年度 月1回・24人（うち児童6人） 23年度 月1回・24人（うち児童12人） 24年度 月1回・24人（うち児童9人） 25年度 月1回・24人（うち児童4人） ○保護者相談相談件数：21年度 404件 22年度 133件 23年度 615件 24年度250件 25年度 240件 ○母親教室実施回数：21年度 72回 22年度 72回 23年度 72回 24年度 72回 25年度 72回 ・相談支援事業所（直営2か所・委託3か所）で、障害児に関する相談を実施しています。 ○児童の相談件数：21年度 135人 22年度 145人 23年度 138人 24年度 171人 25年度 164人	37
	健康増進課	・すべての子どもと保護者を対象とする乳幼児健診等を通じて、関係する機関と連携して障害のある子どもの早期発見、早期療育を推進しています。	
	こども室	・保育所(園)、幼稚園に在籍する発達障害のある乳幼児の母親が運営する「母親サークル」に発達相談員が参加し、支援しています。 ○実施回数：20年度 8回／延80人 21年度 8回／延85人 22年度 8回／延85人 23年度 8回／延80人 24年度 8回／延82人 25年度 8回／延75人	

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
	あかつき・ひばり園 教育指導課 子ども家庭センター	・あかつき園・ひばり園・第2ひばり園利用児への支援を実施しています。 ・障害児等療育支援事業を実施しています（府からの委託は23年度で終了しました）。 ○実施回数：20年度 訪問療育等167回・外来療育430回・施設支援106回 21年度 在宅障害者訪問支援44回・在宅重症心身障害児訪問支援 7 回・外来相談支援227回 施設支援106回 22年度 在宅障害者訪問支援55回・在宅重症心身障害児訪問支援 4 回・外来相談支援260回 施設支援140回 23年度 在宅障害者訪問支援76回・在宅重症心身障害児訪問支援 2 回・外来相談支援395回 施設支援137回 24年度 在宅重症心身障害児訪問支援 2 回・外来相談209回・施設支援105回 25年度 在宅重症心身障害児訪問支援 1 回・外来相談384回・施設支援47回 ・相談支援事業を実施しています。 ○相談件数：20年度 577件 21年度 1,034件 22年度 991件 23年度 742回 24年度 708回 25年度 601回 ・保護者の要請で教育相談員や作業療法士が学校を訪問し、発達検査等を行うシステムの充実を図っています。 23年度からは言語聴覚士、理学療法士も訪問しています。 ・障がい児相談を実施しています。	
計画の達成状況と課題		・障害福祉室が障害児関係機関協議会と地域自立支援協議会の事務局を担うことで、双方の課題の橋渡しができている。→ 障害児関係機関協議会と自立支援協議会の連携を強化し、障害児から障害者への移行時の支援を推進する。自立支援協議会の障害児部会と障害児関係機関協議会の連携も検討する。 ・保育所の民営化や幼保一元化の検討などがすすむなかでの、障害児の保育と療育の連携のしくみを構築していく。 ・障害児支援や子育て支援に関する法制度改正等の動向もふまえて、乳幼児期から学齢期、成人期までの一貫した発達支援システム（個別支援計画の作成、保健福祉部門と教育委員会の連携強化、関係機関のネットワーク機能の強化）を構築していく。 ・あかつき・ひばり園が指定管理者制度に移行するなかで障害児への継続した支援を行っていくため、療育システムや専門職の人材養成システム、健診から療育につなぐシステムを再構築する。障害児に特化した基幹的な相談支援の拠点を設置する。 ・療育機関を経ずに早期から保育所に入所する障害児が増えており、関係機関と連携を密にして情報共有をすすめる。 ・児童発達支援事業に民間の事業所が参入しており、早期発見・早期療育のネットワークのなかでどのように連携していくかを検討していく必要がある。あわせて、支援の質を高め、事故等を防止していく。 ・障害児関係機関協議会への社会福祉法人や民間の機関の参加と連携を検討していく。 ・乳幼児期から成人までつながる支援を構築するために、支援に関する情報を継続して蓄積し家族や本人が所持（支援を行う施設でも保管）する「サポート手帳」を作成する。→ サポート手帳を活用するよう活用委員会を開催し、発達障害児者の現状把握や、必要な支援のあり方と資源の構築の検討も行っていく。 ・私立幼稚園に通園する障害児が増えていることをふまえ、連携や小学校への引き継ぎをすすめていく。 ・公立幼稚園と保育所（園）では支援計画の作成等で異なる点があり、計画内容の充実が望まれる。 ・あかつき・ひばり園と保育所・私立幼稚園の連携をすすめ、退園後のフォロー等の方法などを検討していく。 ・就学前から学齢期への継続的な支援に向けて、あかつき・ひばり園と教育委員会の連携を強化する。 ・引き継ぎ資料としての個別支援計画の内容を検討する。 ・市の支援を拒否する人の情報共有や支援をすすめるよう、民間幼稚園との連携を推進する。	記号 2 A

	・母親サークルが実施する就学説明会を教育委員が実施するようはたらきかけ、保育所・幼稚園の保護者対象の就学説明会は、教育委員会が実施することになった。 ・障害のある子どもの保護者等への支援に向けて、関係機関の連携をいっそう強化する。 ・知的障害を伴わない発達障害児の保育を充実するための条件整備をすすめる（現在は障害児保育対象の条件整備を一部実施）。 ・発達障害に対して専門的に対応できる療育のしくみづくりをすすめていく。 ・発達検査を迅速な実施や、広汎性発達障害への理解についての啓発をすすめ、二次的な問題への対応をすすめる。
--	--

（２）障害児の療育・教育の推進

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 早期療育と障害児保育の充実	①母子保健の充実と発達に支援が必要な子どもの早期発見の推進	健康増進課 ・母子健康手帳の交付、妊婦健康診査の公費助成、妊婦歯科健診、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児健診、育児教室、育児相談、訪問指導を実施しています。 ・妊婦健康診査の公費助成を21年度から14回（20年度は7回）に増やし、他府県で受診できることとしました。また、23年度から助成額を55,000円に、25年度からは助成限度額を12万円に拡充しました。 ・母子保健法が改正され、23年度から未熟児訪問事業の一部（出生体重2000～2500g未満）が府から移管され、実施しました。24年度に2,000g未満の未熟児訪問事業も移管され、25年度から未熟児を含むすべての子どもの支援を市町村が担うことになり、未熟児訪問指導、未熟児をもつ保護者の教室を実施しました。 ・23年度に市制60周年事業として妊婦健康診査の受診勧奨を目的としたマタニティコンサートを実施し、24年度、25年度も継続して実施しました。	38
	こども室	・保育所(園)・幼稚園での巡回相談で保護者への助言を行っています。 ○巡回相談利用者数：20年度 公立保育所149人・民間保育園 29人 21年度 公立保育所156人・民間保育園 46人 22年度 公立保育所144人・民間保育園 87人 23年度 公立保育所102人・民間保育園115人 24年度 公立保育所102人・民間保育園140人 25年度 公立保育所107人・民間保育園150人 ・保育所(園)、幼稚園に在籍する発達障害のある乳幼児の母親が運営する「母親サークル」に発達相談員が参加し、支援しています。	
	あかつき・ひばり園	・外来相談を実施しています。 ○相談者数：20年度 延728人 21年度 延720人 22年度 延826人 23年度 延826人 24年度 延910人 25年度 延963人	
	学務課	・幼稚園と各専門機関との連携を推進し、支援教育の充実に努めています。 ・公立幼稚園教員研修は私立幼稚園にも参加も呼びかけて実施しており、支援教育や気になる子どもの理解などをテーマとした研修を行っています。	
	子ども家庭センター	・障がい児相談を実施しています。	

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
②早期療育の充実	障害福祉室	・児童デイサービスセンター（どんぐり教室）で親子指導を実施しています。21年度から定員を70人から75人に増員しました。 ○実利用者数：20年度 87人 21年度 89人 22年度 92人 23年度 95人 24年度 92人 25年度 92人 - 延利用者数：20年度 1,696人 21年度 1,873人 22年度 1,937人 23年度 2,158人 24年度1,662人 25年度 1,892人	39
	こども室	・保育所（園）、幼稚園での巡回相談を実施しています。 ・あかつき・ひばり園と保育所（園）の併用児、外来利用児のケース会議を実施しています。 ・25年度からは発達支援センターあかつき・ひばり園で保育所等訪問事業を実施しています。	
	あかつき・ひばり園	・あかつき園・ひばり園・第2ひばり園利用児への支援を実施しています。 ○定員：あかつき園34人、ひばり園43人、第2ひばり園44人（計121人） ・保育所、幼稚園への巡回相談や施設支援を実施しています。 ○巡回相談実施者数：20年度 公立保育所74人・公立幼稚園 128人（延人数）21年度 公立保育所81人・公立幼稚園 124人 22年度 公立保育所68人・公立幼稚園 108人 23年度 保育所（園）（公立・民間）86人・公立幼稚園 89人 24年度 保育所（園）（公立・民間）83人・公立幼稚園 71人 25年度 保育所（園）（公立・民間）87人・公立幼稚園 122人 ○施設支援実施回数：20年度 公立保育所15回・民間保育所 1回・公立幼稚園 1回・民間幼稚園 1回（延回数）21年度 公立保育所52回・民間保育所 6回・公立幼稚園 3回・民間幼稚園 1回 22年度 公立保育所39回・民間保育所11回・公立幼稚園 2回・民間幼稚園 2回 23年度 公立保育所42回・民間保育所36回・公立幼稚園21回・民間幼稚園 1回 24年度 公立保育所25回・民間保育所32回・公立幼稚園21回・民間幼稚園 3回 25年度 公立保育所23回・民間保育所30回・公立幼稚園23回・民間幼稚園 1回	
	学務課	・入園説明会等で、幼稚園の園児も専門機関の発達相談が受けられることを知らせるとともに、日頃の保育のなかで気になる園児について、保護者と相談しながら専門機関の発達相談や巡回相談の利用をすすめています。 23年度からは家庭訪問や個人懇談などを通じて保護者と園が話しあい、園児の課題の共通理解をすすめ、関係機関と連携して支援の充実に努めています。また、保護者・関係機関・園の連携のもと一人ひとりに応じた保育を行い、就学後の継続的な支援につないでいます。	
	子ども家庭センター	・障がい児相談を実施しています。	
③障害児保育の充実	こども室	・保育所（園）と市立幼稚園での巡回発達相談は、あかつき・ひばり園、健康増進課、こども室が連携して実施しています。また、あかつき・ひばり園の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による施設支援や、あかつき・ひばり園との併用児への障害児保育を実施しています。23年度は併用児や外来利用児のケース会議を、保育所（園）、あかつき・ひばり園、子ども室で実施しました。 ○巡回相談実施数：20年度 公立保育所314回・民間保育園 60回 21年度 公立保育所312回、民間保育園 92回 22年度 公立保育所308回、民間保育園165回 23年度 公立保育所231回、民間保育園249回 24年度 公立保育所195回、民間保育園281回 25年度 公立保育所217回、民間保育園291回 - あかつき・ひばり園による施設支援数：20年度 8回 21年度 15回 22年度 14回 23年度 11回	40

			24年度 13回 25年度 20回 併用児数：20年度 3人 21年度 5人 22年度 7人 23年度 5人 24年度 7人 25年度 7人 ・25年度からはあかつき・ひばり園が保育所等支援事業を実施しています。 ○保育所等支援事業利用児数：25年度 4人 ・併用児や外来利用児についてのケース会議を、保育所園、子ども室、あかつき・ひばり園で実施しています。 ・保育士の障害児保育への理解を深めるため、職員による研修部会として「障害児部会」を設置し、研修を実施しています（民間保育園の保育士にも積極的に参加してもらうようはたらきかけています）。 ○実施回数：障害児部会 8回 研修 5回（年間） ・23年度から障害児保育担当者会議を年 4 回開催しています。	
		あかつき・ひばり園	・民間保育園に対して、あかつき・ひばり園を経過した児童への巡回相談や並行利用児が在籍する園への支援などを行っています。	
		学務課	・幼児理解を基盤に、一人ひとりの発達の特性に応じた保育に努めるとともに、職員研修（私立幼稚園にも参加を呼びかけて実施）を通じて教職員の資質向上に努めています。日常の課題、子どもの育ちや背景を理解し子どもと保護者への支援を行うよう、職員研修への参加や情報提供に努めています。支援教育、幼児理解の研修を通じて教育の資質向上と課題発見に努め、園児・保護者支援の充実を図っています。	
	計画の達成状況と課題		・母子保健法の改正をふまえ、すべての子どもの健やかな育ちを支援するための関係機関との連携を強化し、情報共有や対応を行っていく。 ・巡回相談の拡充（施設数・人数）にともない、実施体制（こども室、あかつき・ひばり園）を充実していく。児童福祉法の改正をふまえた施設機能（相談支援、地域支援機能を含め）の整備を推進する。 ・保育所等訪問支援は幼稚園も対象として実施していくよう連携を図るとともに、十分な実施体制を確保する。あかつき・ひばり園と保育所（園）の併用児が増加しており、あかつき・ひばり園による施設支援を充実する。あかつき・ひばり園が民営化されるなかで、認定こども園との連携をすすめる。 ・乳児期にすべての子どもの状況を把握し、子育ての支援を行うよう、関係機関の連携を強化する。・関係機関のネットワークを強化し、切れ目のない支援を充実していく。 ・保育所での医療ケアが必要な重症心身障害児の保育について検討する。 ・保護者の養育上の問題のため早期療育につながらない場合がある。	記号 2 B
2) (特別) 支援教育の充実	① (特別) 支援教育実施体制の充実	教育指導課	・各学校で複数の支援教育コーディネーターを指名し、教育相談員や作業療法士等との連携を図るとともに、事例をもとにした研修を実施しています。 ・看護師の配置や作業療法士の派遣を行い、専門機関との連携に努めています。23年度は言語聴覚士、理学療法士も派遣しました。 (※) 大阪府教育委員会は特別支援教育を「支援教育」と表記しているため、本市でもこの表記を用いています。	41

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
②就学に関する支援の充実	障害福祉室	・相談支援事業（療育相談）を実施し、担当教員等も参加したケース検討を実施しています。 ○実施児童数：20年度 17人 21年度 8人 22年度 6人 23年度 12人 24年度 8人 25年度 3人	42
	教育指導課	・「寝屋川市障害児関係機関協議会」等を通じて、就学前から学齢期への継続的な支援が行えるよう連携を行っています。	
	こども室	・保育所(園)、公立幼稚園において保護者が希望する場合は、学校への引き継ぎを行っています。23年度に障害児保育対象児について、保護者の同意を得て支援計画の申し送りも実施しました（今後、学校からも意見を聴いて内容を検討するとともに、支援が必要な子どもにも支援計画を作成し、引き継ぎに活かすよう検討）。 ○学校への引き継ぎ実施人数：20年度 公立保育所62人・民間保育園 7人 21年度 公立保育所52人・民間保育園19人 22年度 公立保育所42人・民間保育園20人 23年度 公立保育所42人・民間保育園43人 24年度 公立保育所28人・民間保育園40人 発達指導員による引き継ぎ：20年度 公立保育所18人・民間保育園 2人 21年度 公立保育所32人・民間保育園 2人 22年度 公立保育所29人・民間保育園10人 23年度 公立保育園15人・民間保育園18人 24年度 公立保育所 6人・民間保育園12人	
	寝屋川支援学校	・北河内地域における支援教育推進のセンター的機能を発揮し、地域支援として、巡回相談、各市研修への講師、ブロック会議、研究会、7市連絡会、支援教育講演会を実施しました。22年度からは高等学校への支援、来校型相談、支援教育パンフレットの活用（ホームページに掲載）も行っています。24年度は相談サポートセンターが稼働し、電話相談、来室相談も実施しました。25年度は「北河内支援学校相談サポートセンター」として4校で連携して業務を行い、卒業生のアフターフォローを行う「自立サポート」もスタートしました。 ・校内支援として、ケースカンファレンスや校内研修会、府事業等を利用した教員の専門性向上の取り組み、個別の指導計画・教育支援計画の策定・活用を実施しています。23年度からは言語聴覚士、臨床心理士を招いた事例検討会も開催しています（25年度は作業療法士も招きました）。 ・よりよい就学に向けて、関係諸機関と連携しながら教育相談をていねいに行っています。 ・新入生の引き継ぎを、あかつき・ひばり園、幼稚園、保育所を訪問して実施しています。	
	交野支援学校	・支援学校への入学に際して学校見学（就学前施設の職員・保護者対象）、教育相談をていねいに行って本人の状況と本人・保護者のニーズを把握し、一人ひとりのニーズに応じた教育がスタートできるようにするとともに、就学後の教育・支援に役立てています。 ・関係機関連絡会議に参加し、就学前の子どもについての情報交換を行っています。 ・子どもや家庭を支援するうえで、家庭児童相談室や障害福祉室と情報の連携を図っています。	
③教育内容の充実	教育指導課	・就学指導資料（個人記録票）を導入し、公立・市立の保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校の連携を深めるとともに、個別の教育支援計画の作成と活用の充実を図っています。	43
④(特別)支援学校との連携の強化	障害福祉室	・地域自立支援協議会（全体会、地域生活支援部会・就労支援部会）に支援学校の参加を得ています。25年度はサポート手帳作成委員会へも参加を得ました。	44
	教育指導課	・「寝屋川市障害児関係機関協議会」において、支援学校を含めた連携をすすめています。	

		・支援学校と地域の学校の居住地交流により、子どもたちの交流を図っています。	
	寝屋川支援学校	・新入生の引き継ぎを、あかつき・ひばり園、幼稚園、保育所と行っています。 ・小学校との交流学习や、あかつき・ひばり園の園児・保護者の学校見学を実施しました。 ・特別支援コーディネーターが各学校に巡回相談を行い、市支援教育研究会や校内研修で講座を行いました。 ○講座開催回数：22年度 小2校・中3校 23年度 小1校・中3校 24年度 小1校・中1校 25年度 小4校	
	交野支援学校	・特別支援コーディネーターが地域の小・中学校に巡回相談、来校相談、電話相談、メール相談を行い、求めに応じて教職員への研修（校内研修会）の講師を務めました。また、研修会を公開し、地域の小・中学校の教職員に参加してもらいました。25年度は医療的ケアを要する児童の緊急対応マニュアルづくりやシュミレーションを行い、本校の保健部とも協働した市内小学校の校内体制の整備を行いました。 ・23年度は府の支援教育地域支援事業の推進校として北河内ブロック会議を開催し、地域の小中学校の参加を得て事例検討会を行いました（年3回）。24年度も会議に出席し、25年度は情報提供や学校見学も行いました。 ・支援学校の児童生徒と地域の学校の児童生徒の交流会を、事業の一環として実施しました。 ・小中学部と市内小中学校の児童生徒の居住地校交流を継続して取り組み、活動が定着してきました。	
⑤学校施設のバリアフリー化の推進	施設給食課	・小中学校の体育館スロープと車いす用トイレ改造は21年度に完了しました。22年度以降も整備しています。 ○整備箇所数：20年度 体育館スロープ・小1校、車椅子用トイレ改造・小2校、中1校 21年度 体育館スロープ・小4校、中2校 車椅子用トイレ改造・小6校、中1校 22年度 便所手すり設置・小4校、中1校 便所段差解消・小2校 階段手すり設置・小2校、中1校 23年度 便所手すり設置・小1校、中1校 便所段差解消・小2校 便所オストメイト設置・小1校 階段手すり設置・小3校、中1校 支援教育改修・小1校 24年度 便所手すり設置・小1校、中1校 便所オストメイト設置・小1校 積層信号灯設置・小1校 体育館スロープ手すり改修・小1校 支援教室スロープ改修・小1校 25年度 積層信号灯設置・小1校	45
⑥放課後等の活動の場の充実	障害福祉室	・23年度に支援学校や団体の協力を得て、放課後支援ニーズのアンケートを実施しました。 ・24年度に放課後等デイサービスや児童発達支援事業を実施する事業所のネットワークを構築するため、障害児サービス事業所連絡会を開催しました。	46
	社会教育課	・留守家庭児童会に、障害のある児童も入会しています。 ○入会者数（全24小学校）：20年度 157人 21年度 145人 22年度 137人 23年度 134人 24年度 156人 25年度 141人	
	寝屋川支援学校	・PTA活動として、地域活動推進委員会の活動（プール、イベント等）への支援を行っています。24年度は新たな取り組みを検討し、26年度はカヌー体験を実施する方向で検討しています。	
	交野支援学校	・PTA地域情報として、各市の土曜日活動や地域活動の情報を保護者に提供しています。 ・23年度は福祉制度の利用について啓発を行い、日中一時支援事業への理解がすすみました。24年度は放課後等デイサービスの事業所が多数開所し、利用も増えました。	
	[関係団体等]	・当事者団体で、生活支援事業として障害児学童（ピノキオクラブ）を運営しています（ボランティアの多くが福祉関係に進学・就職するなど人材養成の場にもなっています）。 ・当事者団体で、関係団体や学校の協力のもと、障害児が集団で休日を楽しく過ごすための場を提供しています（バスツアー、雪遊び、凧揚げ大会、クッキング、クリスマス会、餅つき大会、プール遊びなど）。 ・NPO法人で、障害のある子どももいない子どもも参加して遊ぶプログラム（そるどみ）を実施しています。	

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
⑦学齢期の機能訓練等の充実 ⑧高等学校期の特別支援教育の充実	教育指導課	・「寝屋川市障害児関係機関協議会」等を通じて、就学前からの継続的な支援が行えるよう連携をすすめています。	47
	障害福祉室	・地域自立支援協議会（全体会、地域生活支援部会・就労支援部会）に支援学校の参加を得ています。25年度はサポート手帳作成委員会へも参加を得ました。	48
	寝屋川支援学校	・「輝かそう青春、一人ひとりが主人公」の高等部の教育方針のもと、地域の関係機関と連携しながら、社会的自立に向けて取り組みました。また、木工、家庭、窯業、実習、園芸の作業学習に取り組んでいます。 ・22年度は教育課程の見直しも視野に入れて、よりよい教育体制を検討しました。 ・23年度は寝屋川公園と連携を図り、清掃の実習に取り組みました。また、25年度からのコース制の実施に向けて検討を重ね、24年度は保護者への説明会を実施しました。25年度は高等部でコース制を開始し、生徒自らが卒業後の自立を意識し、進路を視野に入れた目標と内容で授業を行いました。	
	交野支援学校	・障がい者就業・生活支援センターと連携し、情報交換などを行っています。また、地域自立支援協議会に参加しています。 ・22年度に知的障害のある生徒の増加に過密による狭隘化を解消するため四條畷校が開校しました（枚方市、交野市、四條畷市の中学部・高等部1年の知的障害のある生徒が通学）。それをふまえ、肢体不自由の生徒に対して個々の障害特性に対応した高等学校期の支援教育を行うとともに、高等部新入生より年次進行で社会自立に向けた新しい教育課程を導入しました。25年度は選択制のコースの授業を本格実施しました。	
計画の達成状況と課題		・寝屋川支援学校は校区が広く在籍児童生徒数が過大なため、支援の充実に困難をきたしている部分がある。 ・支援学級等の子どもたちに配慮した設備の改善をすすめていく。支援学級等への巡回相談は対象者や回数が限られ、十分な支援が受けられていない。 ・支援学校がセンター的機能を発揮し、市の課題解決力を充実する。支援学校と連携して支援教育をすすめる市における次世代のキーパーソンを養成する。 ・支援学校による高等学校へのサポート等も含め、センター的機能を発揮するための体制（人員・財源）が不足しており、継続的にセンター機能を発揮していくために、次世代のコーディネーターを養成する。 ・支援学校で「自立サポート」がスタートしたことをふまえ、他機関との連携をいっそう推進する。 ・就学支援に関する相談支援における検査器具を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、本人の状況・課題の理解と事後の状況把握をすすめる。 ・障害児が豊かな休日を過ごすための社会教育（健全育成）と社会参加を推進していく。 ・日中一時支援の事業者が増加し、放課後の活動の場が増えてきているが、下校時の混乱や安全面などの問題も生じている。→放課後等デイサービスを実施する事業所と支援学校の連携を図る。自立支援協議会に障害児部会を設置し、障害児サービス新たに参入した事業所等を含め、支援の質の向上を図る。 ・ひとり親世帯等で通学の送迎が困難ケースの相談が多い。	記号 2 C
3）高等教育の推進	①大学等への進学 の推進	障害福祉室	49
		寝屋川支援学校	
		交野支援学校	

		ムやコース制の検討をはじめました。23年度に教育課程を見直し、高等部に学習到達度に応じた学習グループを設置することとしました。24年度は高等部新生より年次進行で新しい教育課程を導入し、25年度に本格実施しました。	
	計画の達成状況と課題	・社会的自立にスムーズに移行していくための高等部卒業後の学ぶ場（通過施設の役割）が求められている。 ・学びの作業所として開設された「ぽぽろスクエア」（松原市）のような場づくりの取り組みが広がりつつあり、寝屋川支援学校の保護者からも開所を望む声がある（岸和田市、大阪市、東大阪市でも学びの作業所が広がりつつある）。	記号 2 D

（３）生涯学習の推進

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 生涯学習・スポーツ等の推進	①生涯学習・スポーツ事業やサークル活動への参加の推進	障害福祉室 ・23年度から府障害者スポーツ大会、京阪ブロックスポーツ大会などの参加呼びかけを広報に掲載しています。 社会教育課 ・市民への生涯学習情報提供の一環として情報誌「ねやがわ生涯学習あんない」を発行するとともに、市のホームページに掲載しています。 文化スポーツ振興課 ・窓口や電話での問い合わせに対して、スポーツサークルを紹介しました。	50
	②障害者向けの学習・スポーツ・文化・レクリエーション活動等の推進	障害福祉室 ・「京阪ブロックスポーツ・レクリエーション大会」と「寝屋川市長杯障害者ボウリング大会」を実施しています。 ○参加者数：スポーツ大会 20年度 80人 21年度 67人 22年度 35人 23年度 46人 24年度 45人 25年度 33人 ボウリング大会 20年度 75人 21年度 75人 22年度 55人 23年度 50人 24年度43人 25年度 51人 文化スポーツ振興課 ・20年度に北河内体育指導委員連絡協議会で「風船バレー」の研修を行い、障がい者スポーツ指導員の養成を行いました。 ・障害者団体の要請に応じて、スポーツ推進委員（市の非常勤職員）が協力しています。 [関係団体等] ・当事者団体でスポーツインストラクターの派遣を受け、プール指導や遊びの指導をしてもらっています。	51
	③障害者に配慮した図書館サービスの推進	中央図書館 ・障害のある子どもに音のする絵本やしかけ絵本を提供しています。また、ボランティア団体と連携し、点訳絵本を作成しています。24年度に点訳絵本を含めた本展を開催しました。26年度は点訳絵本の充実と利用促進に取り組めます。25年度は大活字本展を開催し、利用を広めました。 ・より聞きやすいデージー図書をめざして取り組みを推進しています。23年度はデージー図書の増加分も含めた点字・録音図書の総目録（点字・録音版）を発行しました。また、デージー再生機を購入しました ・25年度は拡大読書器を駅前図書館に、音声読書器を中央・東・駅前図書館に設置しました。 ・27～28年度に体が不自由な人への墨字図書の郵送貸出の検討・準備を行い、29年度に実施予定です。	52
	計画の達成状況と課題	・生涯学習・スポーツ事業等への障害者の参加実績がなかなか上がらない。→ サークル・団体活動への障害者の参加をすすめるよう、理解や参加支援を推進していく。 ・知的障害者が日常的に参加できるスポーツプログラムや活動の場、ボランティアの確保をすすめていく。 ・点字・録音図書を作成するボランティアの人材養成に力を入れていく。	記号 2 E

(4) 自立生活に向けた支援の推進

計 画 項 目	担当課 (機関)	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 自立生活 に向けた支 援の推進	①生活訓練事業等 の推進	障害福祉室	53
		・大阪府が推進している退院促進事業に、寝屋川保健所等と連携して取り組みました（23年度まで）。 ・24年度は自立支援協議会に精神障害者部会を立ち上げ、保健所や医療機関・支援機関と連携して退院促進事業に取り組みました。 ・22年度に市内の民間事業所で生活訓練事業（定員6名）が開始されました。 ○自立訓練事業の定員：22年度 6名 23年度 6名 24年度 6名 25年度 12名	
		大阪府寝屋川保健所 ・「自立支援促進会議実務担当者会議」等を通じて、生活訓練研究事業への協力を行いました。 ・大阪府退院促進支援事業で、地域移行への支援を行いました。また、22年度は地域でのサポート体制づくりを検討するための関係機関対象の研修を開催しました（7回）。 ○支援の実績：20年度 支援対象者2名・退院者数1名 21年度 支援対象者2名・地域移行者2名 22年度 利用者なし ・23年度は、地域移行支援が24年度から個別給付になることをふまえ、退院促進事業によらない個別の地域移行支援を医療機関、相談支援事業所、市で定期的な検討会議を開催しながら実施しました。 ・24年度からは自立支援協議会精神障害者部会に参画し、市や関係機関と個別の地域移行事例の支援のあり方を検討し、地域移行・地域定着に関する課題整理を行っています。25年度は長会議で精神保健福祉法改正について話題提供し、関係機関が連携して支援するかたちの継続が望ましいことを共有しました。 ・25年度に在院患者調査結果の分析を市と実施し、市長同意による長期入院者への面会を行いました。	
	[関係団体等]	・NPO法人で、自立生活プログラム（ILP）初級講座を開催しました。 ・社会福祉法人で、体験入居事業（トライアルハウス）を実施し、地域移行の推進に取り組みしました。	
	②地域生活への移行をすすめるための交流や体験の場づくり	[関係団体等] ・社会福祉法人が、大阪府精神障害者退院促進支援事業に基づきピアサポーターが病院を訪問し、入院患者と交流する活動を実施しています。 ・医療機関が、交流の場としてオープンスペースの設置を検討しています。 ・多機能型事業所が、地域移行支援利用者の体験利用を受け入れました。また、相談支援事業所等と連携し、アウトリーチなどによる支援を行っています。	54
計画の達成状況と課題		・社会的入院の解消に向けて、家族や地域の理解をすすめるシステムをつくっていく。 ・地域移行をサポートする地域づくりを、地域の課題として検討する。症状に応じた多様な活動の場や付き添いなどの支援体制を検討する。生活訓練事業終了後のつなぎ先を開拓し、生活訓練の機能や役割を医療機関等も含めて地域に周知する。 ・知的障害者の地域移行ではグループホーム・ケアホームを希望するケースが多いが、ホームが少ないためすすまない。 ・地域移行・定着支援をチームですすすめるよう、相談支援事業所や各機関が役割分担し、各々の機能を活かすしくみをつくる。 ・地域移行支援が個別給付化されて自ら退院の意思表示をしない（できない）入院者へのはたらきかけが課題となっており、地域移行推進員、行政機関、医療機関等の連携について、自立支援協議会の精神障害者部会で検討していく。 ・地域移行に向けてピアサポーターが病院を訪問する活動を広く周知し、地域移行のシステムのなかに当事者の力を活かす。 ・市外の医療機関に入院中の人の地域移行支援についての検討は不十分である。入所施設と移行先、援護を行っている市町村が異なる場合の対応等について、情報共有や研修を行っていく。 ・障害のある高齢長期入院者の支援は介護保険サービスと連動させて取り組む必要があり、効果的な検討がしにくい。 ・国の認知症施策の基本目標に若年性認知症対策が掲げられていることをふまえ、就労や社会参加の支援について検討する。	記号 2 F

2. 就労や社会的活動への参加の推進

(1) 一般就労の推進

計 画 項 目	担当課 (機関)	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 就労に関する相談支援の充実	①就労支援ネットワークの充実	障害福祉室	55
		・ 地域自立支援協議会の就労支援部会（年1回）と、そのワーキングである実務担当者会議（月1回）を開催し、ネットワークを構築しています。24年度からはサブワーキングとして就労移行支援事業所連絡会を実施し、25年度からは精神障害者サポーター連絡会もサブワーキングとして位置づけ、利用者の確保や就職後のフォローの検討を行っています。 ○就職者数：20年度 21人 21年度 18人 22年度 33人 23年度 60人 24年度 53人 25年度 36人	
		寝屋川支援学校	
		・ 障がい者就業・生活支援センターとすばる・北斗福祉作業所を中心に、就労と生活の支援を推進しています。 ・ 障がい者就業・生活支援センター運営会議等、ハローワーク枚方主催会議、大阪府高等学校進路研究会、大阪府関係機関主催会議等に参加し、関係機関等と連携しながら、生徒や保護者のニーズに対応しています。23年度は障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク枚方との連携を深め、就労支援を推進しました。 ・ 24年度は北河内地域支援学校のネットワークによるサポートセンター校として、寝屋川支援学校相談サポートセンター（NSC）の活動も始まりました。25年度は「北河内支援学校相談サポートセンター（KSC）」に改め、活動を行っています。	
		交野支援学校	
		・ 「北河内ブロック進路指導関係機関連絡会」で、福祉・労働・教育の関係者が情報交換や協議を行い、連携を深めてネットワークを構築しています（22年度・23年度は当番校として開催）。 ・ 障がい者就業・生活支援センターとの連携・情報交換を密にし、就労と生活に関する支援をすすめています。また、地域自立支援協議会に参加（24年度は運営会議にも参加）し、関係機関等との連携を広めました。	
②就労に関する相談の充実		産業振興室	56
		・ 障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、就労支援に努めています。	
		[関係団体等]	
		・ 就労支援事業所が、就業・生活支援センター実務担当者会議に毎月参加し、情報交換や連携を深めています。 ・ 実務担当者会議において、就労移行支援事業所と医療機関が中心となって精神障害者の就労支援におけるネットワーク支援のあり方を検討し、各機関の支援者の顔がみえるサポート体制づくりに取り組みました。 ・ 市内の就労移行支援事業所のパンフレットを作成し、相談者への紹介に活用しています。 ・ 就業・生活支援センターが各支援学校の進路懇談会に参加し、生徒や保護者との顔合わせをしています。	
		障害福祉室	
		・ 地域自立支援協議会の就労支援部会を年1回、ワーキングを月1回開催しています。 ・ 障がい者就業・生活支援センターで相談を実施しています。 ○相談者数：21年度 82人 22年度 63人 23年度 58人 24年度 81人 25年度 60人	
③就労を支援する人材の養成		ハローワーク枚方	57
		・ 障がい者就業・生活支援センター、就労支援ネットワークと連携して、求職者の雇用促進をすすめています。 ・ 障がい者就業・生活支援センター実務担当者会議に参加し、連携をさらに深めています。	
		産業振興室	
		・ 地域就労センターで、就労支援コーディネーターによる個別相談や求人情報の提供を行っています。 ○相談件数：20年度 10件 21年度 6件 22年度 5件 23年度 0件 24年度 23件 25年度 20件	
		[関係団体等]	
		・ 就業・生活支援センターの職員が、大阪障害者職業センターやジョブライフサポートの就労支援員養成講座に参加し、スキルを高めています。 ・ 就労移行支援事業所の職員が研修に参加し、ジョブコーチの資格を取得しました。	

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
	計画の達成状況と課題	・就業・生活支援センター実務担当者会議は定着してきた。→ 就業・生活支援センターと支援学校やハローワークの連携がすすんできたが、さらに充実し、具体的に支援するしくみを確立するよう、各機関の支援者の顔が見えるサポート体制をつくる。 ・就労支援に関する機関の役割分担や連携のしくみが確立されていない。一人ひとりを中心にした就労のネットワークは、まだできていない。→ 就労支援に関する窓口の連携、訓練施設の紹介、実習等の支援と、就職後のフォローも含めた系統的な支援をするための総合的なビジョンを構築していく。 ・ジョブコーチを養成し、就労の定着の支援やフォローの体制を強化していく。 ・市の就労関係部局と就業・生活支援センターの連携を充実し、情報提供や窓口への同行などを行っていく。 ・就労支援に関する教育分野と労働分野の方針を一本化していく。 ・障害のある生徒への対応実績が少ない一般の高校や専門学校などへの助言や情報共有、卒業時の支援が課題である。 ・対応困難なケースに対して、関係機関が各々の専門性を活かし、情報共有・連携して問題解決にあたる。 ・発達障害や高次脳機能障害などで本人や家族の障害受容がなされていない人に、現状認識を図る。	記号 2 G
2) 就労のための訓練等の充実	①就労移行支援事業の推進	障害福祉室 ・市立すばる・北斗福祉作業所で、平成20年10月から就労移行支援事業を実施しています。また、民間の事業所でも実施されています。 ○就労移行支援事業の定員：22年度 41名 23年度 48名 24年度 24名 25年度 24名 ・地域自立支援協議会の就労支援部会やワーキングで、就労移行支援事業所、就業・生活支援センター、ハローワーク等の就労支援機関が情報交換を行い、連携の強化に努めています。	58
	②職業訓練等を行う専門機関の利用の促進	障害福祉室 ・就労移行支援事業所、就業・生活支援センターからハローワークを通じて、障害者職業センター等の専門機関の紹介等を行っています。 ・地域自立支援協議会の就労支援部会で、就労移行支援事業所、就業・生活支援センター、ハローワーク等の酒樓支援機関が情報交換し、連携強化に努めています。	59
	③特別支援学校等での就労支援の推進	[関係団体等] 寝屋川支援学校 ・進路希望調査や進路懇談を行い、進路に向けて就労移行支援施設や職業訓練校の見学、企業等の体験実習等を行うとともに、あいさつや清掃等の日常生活習慣なども含めて、学校生活全体を通じて取り組んでいます。 ・23年度は、生徒や保護者のニーズに応じた高等部3年間の進路支援の流れの再検討を行いました。25年度にコース制を導入し、2年生の2学期より校外での実習の段階的な実施や授業での進路学習の充実、地域との連携によるビジネスマナーや社会経験の向上に取り組んでいます。 ・24年度は保護者の協力をもとに進路選択支援事業を導入し、地域移行支援事業所での体験も実施しました。 交野支援学校 ・生徒の自己決定・自己選択に必要な現場実習先の開拓に府も積極的に取り組み、情報を学校に提供することで、現場実習先が増えました。また、企業実習を行い、就労に向けた進路指導をすすめました。 ・大阪府労働部・福祉部・教育委員会が職場実習先や就労先の開拓を行い、その情報をもとに生徒と企業のマッチングを行いました（21年度～24年度は市内在住生徒の対象者はなし）。 ・日々の教育活動のなかで、就労に必要な社会性を高めていけるよう指導しました。 ・23年度は障がい者就業・生活支援センターやハローワーク枚方との連携に努めました。 [関係団体等] ・通所施設で、支援学校と連携を図り、職場実習や教員の施設見学などを受け入れています。	60
	④実習の場などの確保の推進	障害福祉室 ・市の施設での実習の受け入れについて事故等のリスクへの対応も含めて検討し、23年度から市内の就労移行支援事業所から参加を得て実施しています。 ○市庁舎実施状況：23年度2回 5人（障害福祉室で清掃・事務補助の作業を実施）	61

			24年度 3回 9人（障害福祉室で清掃・事務補助、保護課・高齢介護室の作業を実施） 25年度 3回 9人（障害福祉室で清掃・事務補助、保護課・高齢介護室・こども室・社会福祉協議会の作業を実施） ・障がい者就業・生活支援センターからの職場実習を実施しています。 ○職場実習利用者数：21年度 20人 22年度 45人 23年度 52人 24年度 53人 25年度 27人	
	産業振興室		・国・府や労働関係機関が実施する職業訓練や職場実習の情報を周知しています。	
	[関係機関等]		・就労移行支援事業所が、定期的な実習の受け入れが可能な企業の開拓を行い、社会適応訓練事業の協力事業所にも登録してもらって訓練を実施しました。	
	計画の達成状況と課題		・自立支援法等により、一般就労に向けた支援制度が整ってきている。 ・就業・生活支援センターと就労移行支援事業所、ハローワーク等の連携がすすんできているが、どのようなネットワークを構築していくかのビジョンは不明確であり、具体的に検討していく。 ・自立支援協議会の就労支援部会を通じて、関係機関のさらなる連携を図る。 ・就労支援事業所の定員をニーズにあわせて設定しているが、支援学校卒業生の人数などが変動するため、受け入れが難しい場合があると予測される。支援学校と関係機関の連携を図り、就労支援事業の活用を促進していく。 ・就職者が増えたことで就労移行支援事業所の利用者が減少しており、利用を促進していく。就労移行支援事業所、就業・生活支援センター、自立支援協議会事務局が連携し、就労移行支援独自の問題点をふまえて対応を考えていく。 ・市内での実習先の開拓があまりすすんでいない。施設外実習を行うための場や企業等を確保していく。事務作業が体験で実習先（個人情報の問題等から受け入れる事業所がほとんどない）の開拓や、社会適応訓練事業の利用を推進していく。 ・市庁舎実習が就労に向けた貴重な体験の場になっている。実習が計画的に実施されるため、個別支援計画ともリンクできて効果を生んでいる。→ 市庁舎実習を充実し、障害福祉室以外の実習の場も確保し、ニーズが高い事務作業（パソコン入力など）の実習の場を増やすよう、庁内全体で障害者雇用に関する勉強会などを行っていく。特に、知的障害者、精神障害者についての計画的な推進が重要であり、アルバイト雇用等も検討していく。 ・就労移行支援事業所における生活支援員の役割を整理し、就労支援以外のサポートのあり方を検討する。 ・発達障害のある人への支援のノウハウを学ぶ。	記号 2 H
3) 就労の場の確保	①障害者雇用に対する理解の推進	障害福祉室	・障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク枚方等と連携してエルガイダンスを開催しました。 ○参加者数：20年度 200人 21年度 160人 22年度 160人 23年度 180人 24年度 180人 25年度 200人	62
		ハローワーク枚方	・「エルガイダンスinねやがわ」を後援し、検討会議に参画するとともに、ハローワークの利用方法の説明や面接のロールプレイを行いました。22年度は障害者雇用を推進している企業に講話の依頼や模擬面接の実施に協力しました。23年度からは模擬面接の実施に協力しています。	
		産業振興室	・労働関係機関と連携し、情報提供や啓発に努めています。	
	②障害者雇用に関する支援制度の利用の促進	障害福祉室	・就業・生活支援センターやハローワークと連携し、障害者職業センターの紹介などを行っています。 ・23年度からは就業・生活支援センターと協力し、必要な人がジョブコーチを利用するよう推進しています。	63
		産業振興室	・個別相談を通じてハローワークの障害者専用窓口への誘導を行うとともに、企業に対して支援制度の情報提供に努めています。	
	③市での障害者雇用の推進	障害福祉室	・23年度から市庁舎実習で庁内の理解を促進し、障害のある人に適した仕事の開拓をすすめています。	64
		人事室	・平成21年度、22年度に身体障害者を採用しました。25年度に身体障害者を対象とした任期付き短時間勤務職員の採用試験（26年度採用予定）を行いました（今後の身体障害者の採用は、定員適正化計画等に基づいて状況を判断して決定）。	

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
	④在宅就労等の推進	産業振興室 ・障がい者就業・生活支援センターや関係機関と連携体制をとっています。	65
	計画の達成状況と課題	・エルガイダンスが定着して関係機関・団体等が協力して取り組んでおり、実践的な体験の場として内容を吟味していく。 ・民間企業での障害者雇用について、市の労働関係部局がどれぐらい力を入れているかが見えない。障害者雇用についての民間企業への啓発や働きかけをすすめていく。 ・市庁舎実習を通じて障害のある人に適した仕事を創出していく。アルバイト雇用も含めた市での障害者雇用に推進していく。 ・在宅就労に関する検討はほとんど行われていない。	記号 2 I
4) 就労への定着のための支援の推進	①継続的な支援の推進	障害福祉室 ・障がい者就業・生活支援センターをはじめ関係機関と連携して、支援を行っています。 ・24年度からは就業・生活支援センターや就労移行支援事業所と連携し、定着支援事業を実施しています。	66
		[関係機関等] ・就労者が集える場を毎月定例で設けています。今後は自助的な場となるよう側面的にサポートします。	
	計画の達成状況と課題	・市の相談窓口（障害福祉室）と就業・生活支援センターとの連携を強化していく。 ・就労支援と生活支援に関する相談などをワンストップで行う方法を検討していく。 ・就労の場にヘルパーを入れられないのは、障害者の就労を積極的に支援することと矛盾している。 ・就職後のアフターフォロー体制の構築と、退職した人のリワークの支援を、就職者が増えたことをふまえて行っていく。 ・就業・生活支援センターやジョブコーチ等が連携した定着支援やアフターフォローの体制が取れてきたが、就労後の支援には報酬がないため事業所の持ち出しが増えており、制度の見直しを求めていく。	記号 2 J

（２）福祉的就労や日中活動の推進

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 福祉的就労の推進	①福祉的就労の場の確保	・市立すばる・北斗福祉作業所で、平成20年10月から就労継続支援事業B型を実施しています。また、民間の事業所でも実施されています。 ○就労継続支援事業(B型)の定員：22年度 134名 23年度 203名 24年度 212名 25年度 212名	67
	②福祉的就労への支援の充実	・製品の発注や仕事の委託を全庁的に照会し、福祉施設協議会に伝達しています。 ○総務課がアンケートの謝礼の品物として、授産製品を採用(21年度) ・企業からの発注を受けて、3か所の作業所で取り組まれています。23年度からは新たな仕事を依頼する企業を福祉施設協議会に紹介していますが、受注には至りませんでした。	68
		社会福祉協議会 ・21年度から献血記念品として市内3施設から竹炭を購入し、配布しています。25年度は1施設からタオルも購入しました。24年度は社会福祉大会の記念品として、市内の作業所に自主製品を発注しました。	
		[関係機関等] ・就労継続支援(B型)事業所で「誰にとっても働きやすい作業場」をめざして作業の構造化すすめました。 ・就労継続支援(B型)事業所で工賃向上をタテ、売上げ向上のための商品開発や営業活動に取り組みました。また、専門家の指導を受けて製造技術の向上や多くの人が製造に関われる商品の開発も行いました。	
	計画の達成状況と課題	・福祉的就労の施設が不足しており、特に重度の知的障害者や車いす利用者などが利用できる施設が少ない。重度の人や強度行動障害がある人が継続して利用できる福祉的就労の場を確保していく。 ・医療的ケアが必要な人の受入先を、市内にも確保していく ・支援学校の生徒数の増加や、児童福祉施設の年齢超過児への対応などをふまえて就労の場を確保する。そのために、市としての支援策（物件の紹介や建設・家賃補助など）が不可欠である。 ・支援学校の進路支援と連動して、重度・重複障害児の福祉的就労施設の確保をすすめていく。	記号 2 K

		・就労移行支援事業の年限との兼ねあいで、就労継続支援事業の利用者数の増減が激しい。 ・各施設の利用状況などが共有できるしくみができつつあり、連携をいっそう広げるとともに、ニーズと事業所を効果的につなぐためのアセスメントを充実していく。小規模な事業所が参加しやすい連携のしくみをつくる。すべての事業所が施設協議会に加入し、連携できるようにする。 ・民間の事業所が増加しており、情報を共有してすべての事業所のネットワークを構築するとともに、新たに開設された事業所等でのソフト面の支援を充実していく。 ・通所サービスに関する国の基金事業（送迎）が利用できない小規模事業所への補助制度などを検討していく。 ・就労移行支援事業所における収入の安定と、プログラムにおける訓練機能性の向上を図る。 ・優先調達推進法が25年度から施行されることをふまえて、市としての発注等の取り組みを具体的にすすめていく。また、民間企業の理解を深めるように、はたらきかけをすすめる。優先調達法についての対応や周知が不十分である。公園の清掃業務が減少し、収入が大幅に低下した。 ・利用者のADLや認知能力の低下にあわせた支援技術の向上や環境整備、新たな資源開発などを検討する。 ・福祉的就労の場で、家族や生活の場、通所、金銭管理、経済的な問題などの複雑な課題で対応が難しい利用者が増えている。	
2) 日中活動の推進	①生活介護事業等の推進	障害福祉室 ・市立すばる・北斗福祉作業所で、平成20年10月から生活介護事業を実施しています。また、民間の事業所でも実施されています。 ○生活介護事業の定員：22年度 261名 23年度 340名 24年度 445名 25年度 459名 ・民間の事業所での実施を促進するよう、事業所ヒアリングのなかで情報提供を行っています。 ・重度障害者等包括支援事業や地域活動支援センター事業Ⅱ型で、重度重複障害や高次脳機能障害の人の受け入れを行っています。	69
	計画の達成状況と課題	・重度の人の受け皿がない状態が続いており、すばる・北斗福祉作業所の利用年限を超えた人の進路がみつからない。 ・精神障害者を対象とした生活介護事業を実施していく。	記号 2 L

3. 身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進

(1) 保健・医療・リハビリテーションの推進

計 画 項 目	担当課 (機関)	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 健康の保持・増進への支援	①主体的に健康づくりに取り組む意識の高揚	健康増進課 ・各年代の健康づくりの目標と各種保健事業を掲載した「健康づくりプログラム」の全戸配布、広報等による情報提供、健康教室の実施を通じて、市民一人ひとりが健康づくりに取り組むための支援を推進しています。	70
	②健康診査、健康相談等の充実	障害福祉室 ・市内の障害者作業所等と連携して、市民健診の受診を支援しています。	71
		健康増進課 ・保健福祉センターで実施する「健康づくり健診」(15～39歳が対象)や各種がん検診等を障害のある人を利用しやすくするよう、障害福祉室と連携し、手話通訳者の協力による聴覚障害者への対応や作業所単位での健診の実施などを行っています。 ・23年度は健診体制の変更にともない「検診結果説明会」を廃止し、「健康づくり健診」の当日に生活習慣改善の講話と個別健康相談を実施しました。	
		保険事業室 ・国民健康保険被保険者の40～74歳の人を対象として、特定健診(医療機関での個別健診)と特定保健指導(健診結果をもとに必要な人に生活習慣改善を目的として行う)を実施しています(25年度以降は新たな計画を策定して実施)。 ○実施率: 20年度 特定健診実施率25.1%・特定保健指導実施率21.2% 21年度 特定健診実施率31.3%・特定保健指導実施率20.6% 22年度 特定健診実施率37.5%・特定保健指導実施率17.2% 23年度 特定健診実施率35.8%・特定保健指導実施率26.4% 24年度 特定健診実施率32.6%・特定保健指導実施率24.0%	
		[関係団体等] ・通所施設で、利用者が集団で医療機関で健康診査を受診できるよう支援しています。また、給食は可能な限り健康に配慮しています。	
	③健康づくりのための運動の推進		72
	④こころの健康づくりの推進	障害福祉室 ・寝屋川市障害者地域生活支援センター「あおぞら」に事業委託し、創作的活動や生産活動の機会の提供、相談支援の充実を図りました。 ・広報ねやがわへの連載や研修会、講演会、「こころの健康フェスタ in ねやがわ」(20年度、21年度実施)等を通じて、こころの病気への理解の促進を図っています。	73
	計画の達成状況と課題	・一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むしくみづくりを推進していく。「健康づくりプログラム」を日常生活のなかで活用し、健康づくりに取り組めるようはたらきかける。 ・特定健診、特定保健指導の受診率を目標値に近づけるよう、未受診者への対策を推進する。 ・障害者が健診を受診しやすくするよう、関係機関との連携を強化していく。→ 健康診査の制度が変わり、40歳以上の特定健康診査対象者については作業所ごとでの集団健診が実施できなくなったため、受診しにくくなっている。一般医療機関での婦人科検診は受診しにくいので、集団検診があるとよい。 ・精神障害への理解を深めるために研修会等を実施していく。精神疾患の早期発見・早期治療のしくみを構築するため、小中学校でのメンタルヘルス教育に力を入れていく。	記号 2 M
2) 障害のある人への医療の充実	①地域医療での障害者への対応の充実	障害福祉室 ・障害者計画等推進委員会(25年度より名称変更)に医師会、歯科医師会から委員の参画を得ています。 ・重度障害者(児)の訪問看護利用料の助成を行っています(契約事業所: 24年度 22か所 25年度 25か所)。	74
	②障害者に配慮し	障害福祉室 ・一般の医療機関の受診が難しい人への医療サービスを、身体障害者福祉センター(内科・月1回、整形外科・	75

	た医療サービスの推進		月2回)、東障害者福祉センター(内科・月1回、整形外科・月4回)で提供しています。	
		健康増進課	・「保健福祉センター診療所」で、障害者歯科診療を実施しています。	
	③自立支援医療や難病に対する医療の推進	障害福祉室	・自立支援医療(精神通院医療、更生医療、25年度より育成医療も市に移管)は、申請に応じ、医療機関と連携して適切に実施しました。生活保護受給者については、保護課と連携して適切に実施しました。	76
	計画の達成状況と課題		・医療機関や健診の情報提供や二次障害への対応など、障害のある人にとっての医療の課題は多い。 ・障害者児が耳鼻科や眼科を受診しやすい方法を検討していく。自閉症などで受診が難しい人への対応も検討する。→障害者を対象とした耳鼻科や眼科の診療を保健福祉センター診療所で実施してほしいというニーズがあるが、現施設では困難である。 ・障害者歯科診療が継続して行えるよう、関係機関等と調整して安定的運営に努める。 ・訪問看護や訪問リハビリテーションについての総合的な施策を推進していく。	記号 2 N
3) リハビリテーション医療や機能訓練の充実	①リハビリテーション医療の充実	障害福祉室	・機能訓練を、身体障害者福祉センターで実施しています。	77
	②機能訓練の充実	障害福祉室	・地域活動支援センター(Ⅱ型)で機能訓練を実施しています。 ○実利用者数:20年度 86人 21年度 81人 22年度 84人 23年度 89人 24年度 88人 25年度 84人	78
		健康増進課	・健康増進法に基づく機能訓練事業を実施しています(利用者減少等により22年度より廃止)。	
		[関係団体等]	・NPO法人で、失語症や言語障害の人のつどい(寝屋川さくらんぼの会)を月1回開催しています。	
	計画の達成状況と課題		・言語訓練を受けられるところが少ない。 ・高次脳機能障害や若年性認知症の人の社会参加を支援する総合的なリハビリテーションが行われていない。	記号 2 O
4) 障害の原因となる疾病等の予防の推進	①健康づくり意識の高揚	健康増進課	・「健康づくりプログラム」を全戸配布するとともに、「健康づくり実践講座」等の健康づくり推進事業や各種保健事業を実施しています。	79
	②健康診査の受診の促進	健康増進課	・「健康づくり健診」と各種がん検診を実施しています。	80
		保険事業室	・国民健康保険被保険者の40～74歳の人を対象として、特定健診・特定保健指導を実施しています。	
	③身体とこころの健康づくりの推進	健康増進課	・「健康づくりプログラム」を全戸配布しています。	81
	計画の達成状況と課題		・特定健診、特定保健指導の実施率の目標に向けて、未受診者へのはたらきかけ等をすすめていく。	記号 2 P

Ⅲ. 自分らしい生活を支えるサービスづくり

1. 情報提供と相談支援の充実

(1) 情報提供と相談支援の充実

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 情報提供の充実	①情報提供の推進	障害福祉室	82
		広報広聴課	
	②きめ細かな情報提供の体制づくり	障害福祉室	83
		保健福祉総務課	
		社会福祉協議会	
	③福祉制度等に関する学習の推進	障害福祉室	84
	計画の達成状況と課題	・相談支援のパンフレットが市の窓口で活用（配布）されていない。 ・引きこもりなどで情報が届きにくい世帯に対して、訪問による相談支援を充実していく。	記号 3 A
2) 多様な相談支援の場づくり	①総合的な相談支援を行う窓口の充実	障害福祉室	85
	②相談支援事業の充実	障害福祉室	86
	③地域に密着した相談支援の推進	障害福祉室	87
		社会福祉協議会	
	④ピアカウンセリング	障害福祉室	88

	ングの充実		・23年度はピアサポートセンターの立ち上げのための備品等の準備を行い、24年度から部屋を確保して視覚、難病のピアカウンセリングを実施しています。	
	[関係団体等]		・委託相談支援事業所で、ピアカウンセリングとあわせてピアサポート活動を実施しています。ピアカウンセラー養成講座を実施し、修了生によるピア電話相談も開始しました。	
	計画の達成状況と課題	・多様な困難ケースが委託相談支援事業所に寄せられており、基幹相談支援センターの設置や指定特定相談支援事業所の充実とともに、各々の機能を整理していく。 ・多様なニーズに応えられるように、相談支援事業を通じて、多くの情報をまとめて提供していく。 ・各障害のピアカウンセリングを、総合センターを拠点として実施するよう、精神障害のピアカウンセラーの養成や知的障害者の家族によるカウンセリングなどの充実を図っていく。ピアカウンセラーのスキルアップのために研修や交流の場を設けるとともに、新たな相談員を養成する。 ・障害者相談員と相談支援事業所やピアカウンセラー等との連携について検討する。 ・地域に密着した相談支援を行っていく体制が確立されていない。相談支援事業所と民生委員の連携は推進されていない。 ・地域の身近な相談所として、まちかど福祉相談所の広報を充実する。まちかど福祉相談所と相談支援事業の連携をすすめる。		記号 3 B
3) 相談支援ネットワークの充実	①地域自立支援協議会の充実	障害福祉室	・全体会（年1回）、部会（年1～3回）、ワーキング（月1回程度）を開催するとともに、必要に応じて個別ケース検討会議等を実施しています。 ・23年度からは就労移行支援事業所連絡会を開催しています（23年度 2回 24年度5回 25年度5回）。 ・24年度は第3期福祉計画に基づいて精神障害者部会を設置し、部会（1回）、ワーキング（月1回）と、サブワーキングとしてサナト退促（11回）、理解促進・啓発（10回）、地域移行・定着（3回）を開催しました。また、障害児事業所連絡会（1回）も開催しました。 ・25年度はこれらを継続して開催するとともに、精神障害者部会のサブワーキングとしての市民向け講演会実行委員会（5回）と、サポート手帳作成委員会（4回）、発達障害児者プロジェクト（1回）を開催しました。	89
	②相談支援ネットワークの充実	障害福祉室	・相談支援ネットワーク会議（年8～10回）と、その拡大版である地域生活支援部会（年2～3回）を開催しています。25年度は特定相談支援事業所研修（2回）も開催しました。	90
	③複雑な問題に対応するしくみづくりの推進	保健福祉総務課	・22年度に策定した「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」（第二次地域福祉計画）に、「(仮称)セーフティネット委員会」のしくみづくりを盛り込みました（第一次計画を継承）。	91
	④広域的なサービス利用をすすめるしくみづくり	障害福祉室	・大阪府が開催する北河内圏域の広域連絡調整会議（22年度より「自立支援協議会連絡会」に名称変更）に、市と相談支援事業所が参加しています（年2回）。	92
	計画の達成状況と課題	・地域の課題をより幅広く把握し、支援に活かせるしくみをつくる ・確実に増加している複雑な問題への対応を、早急に考えていく。 ・複雑な問題への支援に対応できる資源がない。新たな資源の開発や制度化などを検討・推進するしくみをつくっていく。 ・障害者支援の専門機関だけではない相談支援のネットワークを構築していく。障害者相談員と相談支援事業所やピアカウンセラー等との連携をすすめるネットワークをつくっていく。 ・発達障害からうつなどを発症し相談支援を受ける人が多く、関係機関の連携やスーパーバイスをすすめる。 ・医療観察法に関連するケースへの相談支援が1圏域に集中しないよう、広域での取り組みを検討する。		記号 3 C

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
4) ケアマネ ジメントの 充実	①個別支援計画の 推進		93
	②サービス利用計 画等の推進	・特に計画的な支援が必要な人に、サービス利用計画を支給決定しています。 ・サービス利用計画が的確に利用されるよう、相談支援事業所を中心に相談を行っています。24年度は新規にサービスを利用する人や支援学校を卒業する人にも対応しました。 ○サービス利用計画に関する相談件数：21年度 154件 22年度 378件 23年度 333件 24年度 計画相談330件 障害児相談130件 25年度 計画相談543件 障害児相談178件	94
	③個別ケースに関 するケア会議等 の充実	・相談支援事業所を中心とした関係機関の個別ケースのケア会議を、必要に応じて実施しています。 ○個別ケース検討会議実施回数：21年度 211回 22年度 198回 23年度 185回 24年度 341回 25年度 358回	95
	計画の達成状況と 課題	・サービス利用計画をすべてのサービス利用者に広げ、一人ひとりの全体状況を把握して、各事業者が責任をもって分担できるようにする。→ 全利用者に計画相談支援を実施するうえでの具体的なスキームとして、相談支援事業所や相談支援専門員の不足、事業所が増加した先の質の担保、スーパーバイズなどへの対応を明示していく。 ・大阪府調査で障害者数（1人あたり）に対して府下最低だったことをふまえて、相談支援事業への取り組みを検討していく。 ・サービス利用計画を作成する指定特定相談支援事業所が少ない。 ・相談支援事業に経験年数が長い職員を配置すると、サービス提供事業の体制が弱まり、質が低下する恐れがある。	記号 3 D
5) 的確なサ ービス支給 決定の推進	①的確な障害程度 区分認定の推進	・認定調査員には、大阪府の認定調査員研修の受講や国・府のQ&Aの配布などにより、認定調査を的確に行うための学習を日常的に行っています。 ・認定審査会において的確な判断がなされるよう、マニュアルに沿って資料の事前チェックを行い、内容に矛盾がある場合は調査員に確認し、修正を行っています。	96
	②支給決定ガイド ラインの充実	・市の支給決定ガイドラインに沿って、支給決定を行っています。	97
	計画の達成状況と 課題	・本人の状況が変わらないのに障害程度区分が低くなる人がいる。知的障害者や高次脳機能障害者などは、必要な支援の程度が障害程度区分に的確に反映されていない。 ・障害程度区分認定を的確に行うよう認定調査員の資質向上を図っていく。 ・審査の平準化を図るため、案件数のばらつきを無くすよう認定調査を計画的に実施していく。 ・平成26年4月より障害程度区分が障害支援区分となり、判定方法等も従前とは変わるため、対象者への聴き取りを十分に行うなどして、制度の変更による対象者への不利益が生じないように注意する。 ・障害程度区分認定のしくみに関する理解をすすめていく。 ・状況の変化などに応じて、支給決定ガイドラインの更新を行っていく。	記号 3 E

2. 生活を支援するサービスの充実

(1) 地域での生活や介護を支援するサービスの充実

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 生活や介 ①ホームヘルプ・	障害福祉室	・精神障害者ヘルパー事業所連絡会を開催し、精神障害に関する研修会を実施しました（この連絡会は21年度で	98

護を支援するサービス等の充実	ガイドヘルプの充実		解散し、大部分の事業所は福祉サービス事業所連絡会に参加）。 ・精神障害者ホームヘルパーに対する基礎研修とスキルアップ研修を実施しました。また、関係機関職員（ケアマネジャー、ヘルパー等）を対象に、精神障害に関する研修会を実施しました。	99
		[関係団体等]	・事業者連絡会の定例会で、ヘルパー研修（年3回：精神、知的、身体）を実施しています。	
	②通所型サービスの充実	障害福祉室	・市立すばる・北斗福祉作業所や民間の事業所の一部が障害者自立支援法に基づく新体系の事業に移行し、サービスを提供しています。21年度は新たに3か所の事業所が移行しました。22年度も3か所が移行し、市内の事業所の移行が完了しました。	
		[関係団体等]	・施設協議会では例会（月1回）で各種の問題について協議を行うとともに、宣伝・販売部会、学習部会、行事部会で活動を行っています。また、「あいあいまつり」を開催しています。	100
	③短期入所の充実	障害福祉室	・日中一時支援事業は、事業者と契約して実施しています。 ○契約事業所数：20年度 17か所（1か所は発達障害対象） 21年度 17か所 22年度 11か所 23年度 15か所 24年度 21か所 25年度 20か所 ・24年度より放課後等デイサービス事業が新設され、市内に4か所の事業所が開設されました。市外には医療ケアが必要な人にも対応した事業所が設置されています。25年度も新たな事業所が開設され、市内11か所、市外4か所の事業所が利用されました。 ○実利用者数 24年度 105人 25年度163人 ・21年度に日中一時支援事業の報酬単価を改定し、事業の充実を図りました。22年4月1日より利用者負担の見直しを行いました。	
	④各種事業の充実	障害福祉室	・補装具の支給を行っています。 ○利用件数：20年度 650件（障害者461件、障害児189件） 21年度 639件（障害者440件、障害児199件） 22年度 614件（障害者427件、障害児187件） 23年度 667件（障害者472件、障害児195件） 24年度 687件（障害者478件、障害児209件） 25年度 651件（障害者457件、障害児194件） ・配食サービスを実施しています。 ○利用者数：20年度 5人／832回 21年度 3人／766件 22年度 6人／1,056件 23年度 5人／1,020件 24年度 2人／869回 25年度 4人／1,038回 ・訪問入浴を実施しています。 ○利用者数：20年度 7人／195回 21年度 6人／170件 22年度 3人／105件 23年度 6人／230件 24年度 7人／224回 25年度 9人／192回	101
	⑤障害福祉サービス等を提供する人材の確保	障害福祉室	・市内の居宅介護事業所対象に、精神障害者ホームヘルパーの基礎研修とスキルアップ研修を実施しています。	
		[関係団体等]	・事業者連絡会の定例会で、ケアのスキルや制度等への理解を深めるための研修などを実施しています。	102

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
⑥地域福祉活動等との連携の強化	保健福祉総務課	・ 校区福祉委員会やコミュニティソーシャルワーカーによる個別支援と公的なサービスの効果的な連携を図るためのケース検討会議を開催しています。 ・ コミュニティソーシャルワーカーを増員し、コミュニティセンターエリアごとに配置しました。また、相談所だけでなく小地域ネットワーク活動（グループ援助活動・個別支援活動）の場でも相談を受けるなど、柔軟に対応できるしくみに変更しました。 ・ 22年度に策定した「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」（第二次地域福祉計画）に、コミュニティソーシャルワークのしくみの充実を盛り込みました。 ・ 25年度は社会福祉協議会との連絡会議で、校区福祉委員会等の地域福祉活動の状況把握を行いました。 ・ 地域福祉計画推進委員会で各種団体から選出された委員の意見を聴取しています。	103
	社会福祉協議会	・ 各校区福祉委員会で実施している小地域福祉ネットワーク活動で、個別ケースへの支援を行っています。 ・ 社協の総合相談に寄せられる個別相談について、関係機関、校区福祉委員会、ボランティア等と連携して問題解決に向けた支援を行っています。	
⑦ 難病や発達障害、高次脳機能障害がある人等への支援の推進	障害福祉室	・ 高次脳機能障害について、寝屋川保健所や医療機関等と連携し、個々のニーズに応じた支援に取り組みました。 ・ 21年度は高次脳機能障害に関する府の研修に参加しました（3回）。 ・ 22年度は広汎性発達障害に関する府の研修（4回）と府の「発達障がい者支援体制整備検討委員会」（2回）に参加しました。 ・ 24年度は発達障害者支援理解促進事業として、関係機関・民生委員・市民向け（6回）、主任児童委員向け（1回）の研修会を実施しました。また、難病に関する府や保健所の研修に参加しました（2回）。 ・ 25年度もこれらの取り組みを継続（研修会は、関係機関、民生委員、市民向け（1回）、南方に関する研修参加は3回）するとともに、自立支援協議会に発達障害児者プロジェクトを立ち上げ、研修を実施しました。 ・ 25年度より難病患者等が障害福祉サービス等の対象となり、従来のホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具に加え、他の障害福祉サービスも利用できるようになりました。	104
	〔関係団体等〕	・ 民間の事業所で、高次脳機能障害の人を、日中活動、相談支援、つどいの場の提供などで支援しています。 ・ NPO法人で、府の社会的ひきこもり社会参加グループ支援事業を継続し、発達障害を含めたひきこもりの人の支援（ボランティア活動の場の提供やサロンの実施）を行っています。 ・ 難病の当事者団体が、総合支援法に基づく居宅サービスの利用啓発活動を行いました。	
計画の達成状況と課題	・ サービス提供体制が不足しているサービス（短期入所、日中一時支援など）がある。 ・ ホームヘルプの事業所が不足しており、特に知的障害、発達障害、重度重複障害の人に対応できる事業所が足りない。重度の知的障害者などの入院時の支援ができる事業所も少ない。重度の障害者の身体介護ができるヘルパーが非常に少ない。 ・ 重度の知的障害者の地域生活を支えるよう、対応できる居宅介護事業所を充実するとともに、重度訪問介護や重度障害者等包括支援の対象とならない人を居宅介護で支援するしくみを構築する。 ・ 留守家庭児童会、日中一時支援、放課後等デイサービス事業等の多様なサービスの拡充と連携を図り、それぞれの状況にあった支援が受けられるようにしていく。 ・ 重度の身体障害や強度行動障害がある人や医療的ケアが必要な人の日中活動の場が、市内で不足している。 ・ 市立すばる・北斗福祉作業所の年限を過ぎても受け入れ先がない人がいる。 ・ 短期入所の申込が多く、事業所での調整が難しいので、複数の事業所や多様なサービスで対応していく。家族のレスパイト支援としても、短期入所を拡大する。		記号 3 F

		・平成25年4月から障害者総合支援法が施行され、難病患者等が障害福祉サービス等の対象に加わる。法に基づく支援を受けるうえでの難病患者の立ち位置と法律解釈を明確化する。法の谷間にある難病患者に市独自のセーフティネットを構築する。 ・医療的ケアが必要な人のサービスを充実する。 ・発達障害で精神保健福祉手帳を取得した人に対応できるサービスがない。音や光に敏感な発達障害者に配慮した作業環境を既存の日中活動の場で整備するのは難しい場合がある。 ・高次脳機能障害の人への支援がすすんでおらず、サービスが少ない。 ・H I Vで免疫不全の人にも状態に応じて日常生活用具を利用できるよう、適用を見直す。 ・通所施設利用者の課題が多様化して生活全体を捉えた支援が必要となっており、事業所の負担が大きくなっている。 ・障害者や家族が地域で生活するために、365日24時間、必要なときに支援が受けられる拠点施設（短期入所、日中活動の場、ケアホーム等）が必要である。また、事業所での対応が難しい緊急時の支援ができるしくみが必要である。 ・マンパワーの状況から休止せざるを得ない事業が出ている。常にぎりぎりの体制で運営しており、制度改正に追いつかない。・研修を受講する従事者が減少している。 ・ホームヘルプ従事者を確保するため、有資格で従事していない人への働きかけを行っていく。 ・3障害を統一して支援することになったが、専門分野以外の人への対応スキルは不足しており、市内の事業所で職員の交流研修などをすすめる。障害種別を超えた地域連携をすすめ、医療機関との連携もすすめて、より広いニーズにアプローチする。 ・事業所団体と市が連携し、従事者の資質を高めるための研修や情報交換などを行っていく。 ・事業所連絡会の定例会の参加者の確保は一定の成果があったが、新規参入事業者に参加を呼びかけるしくみがない。 ・公的サービスと地域福祉活動の連携をどのようにすすめていくか、関係者の話しあいを行っていく。	
2) 家族介護者等への支援の充実	①障害福祉サービス等の利用の促進	障害福祉室 ・短期入所や日中一時支援事業を利用させていただくことで、家族のレスパイトを支援しています。24年度からは放課後等デイサービスも新設されました。	105
	[関係団体等]	・通所施設で実施している事業以外のサービスについても情報を提供し、利用を勧めています。	
	②介護者の健康管理への支援の推進	[関係団体等] ・通所施設で、本人の問題を家族と一緒に考え、心のケアを行うことも大切にしています。	106
	③介護者の交流や学習活動への支援の推進		107
	計画の達成状況と課題	・放課後等デイサービスは障害児の自立の促進、放課後の居場所づくり、仕事をもつ家族の負担軽減を狙いとしている。 ・A T C（包括型地域生活支援）のような、本人はもとより家族も支援するシステムをつくる。 ・家族と協力して利用者を支えていく。親亡き後の問題にも向きあっていく。	記号 3 G
3) 余暇活動への支援の充実	①余暇活動の場の確保	障害福祉室 ・「京阪ブロックスポーツ・レクリエーション大会」と「寝屋川市長杯障害者ボウリング大会」を実施しています。	108
	②余暇活動への参加に対する支援	障害福祉室 ・移動支援事業、コミュニケーション支援事業により、余暇活動への参加を支援しています。	109
	計画の達成状況と課題	・障害者が余暇を楽しむ活動ができる定期的な場やボランティアの確保をすすめる。	記号 3 H

(2) 居住の場の確保の推進

計 画 項 目	担当課 (機関)	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 地域自立生活のための居住の場の確保	①公営住宅や民間賃貸住宅の利用の推進	障害福祉室 ・ 居住サポート事業の実施に向けて、居住サポート事業立ち上げ支援事業を22年度に実施し、23年度より居住サポート事業を実施しています。 ○実施状況：23年度 実人員 5人・延件数 105件（入居支援 69件、連絡調整 12件、緊急対応 24件） ・ 24年度からは基幹相談支援センター等機能強化事業で、居住の場の確保に対応しています。 ○居住支援の延件数：24年度 429件 25年度 314件	110
	②グループホーム・ケアホームの充実	[関係団体等] ・ 24年度に社会福祉法人がグループホーム・ケアホームを開設しました。	111
	③地域での居住をすすめるための支援の推進	障害福祉室 ・ 居住サポート事業の実施に向けて、居住サポート事業立ち上げ支援事業を22年度に実施し、23年度より居住サポート事業を実施しています。 ・ 24年度からは基幹相談支援センター等機能強化事業で、居住の場の確保に対応しています。	112
		社会福祉協議会 ・ 校区福祉委員会やボランティア部会などのさまざまな会議の場面で、福祉課題を抱える人への理解を深めるはたらきかけを行っています。 ・ 個別ケース検討会議（年10回）などを通じて障害者や制度への理解をすすめながら、関係機関の協働について話し合っています。	
	④住宅のバリアフリー化の推進	障害福祉室 ・ 重度障害者住宅改造助成事業を、65歳以上の高齢障害者にも範囲を拡大して実施しています。 ○利用状況：21年度 利用者数 10人（身体7人 体幹・下肢1人 知的2人）・改造箇所 23か所 22年度 利用者数 13人（身体3人 体幹・下肢8人 知的2人）・改造箇所 30か所 23年度 利用者数 18人（身体6人 体幹・下肢11人 知的1人）・改造箇所 51か所 24年度 利用者数 7人（身体3人 体幹・下肢4人）・改造箇所 18か所 25年度 利用者数 9人（身体8人 体幹・下肢1人）・改造箇所 20か所	113
	計画の達成状況と課題	・ 車いす利用者が入居できる賃貸住宅が少ない。 ・ グループホーム等の生活の場を、ニーズをふまえて増やしていく。 ・ 精神障害者を対象としたグループホーム・ケアホームの整備がすすまない（物件や資金の確保、防火対策、近隣の理解などの問題がある）。親が高齢化するとともに、地域移行が求められるなかで、受け皿をもっと整備する。 ・ 重度者が利用できるケアホームを整備する（消防法の関係で府営住宅が活用しにくい）。 ・ グループホーム・ケアホームの市内での整備はすすんでいないが、設置の意向をもつ事業所はあるので、事業所を支援するために、公営住宅の活用や情報提供などを行うシステムをつくっていく（ただし、消防法の規定、エレベーターが未設置、棟が分かれるなど、障害特性にあわせた利用が難しいなどの問題もある）。あわせて、報酬等の制度を改善するようはたらきかけていくとともに、施設整備に関する市独自の助成等も行っていく。 ・ ケアホームで重度の利用者を支援するには世話人だけでなく専門職員を配置する必要があるが、マンパワーの確保が難しい。 ・ ケアホーム等の利用者には家賃補助ができたが、ひとり暮らしの人に適用されないのは矛盾であり、なんらかの支援を考える。	記号 3 I
2) 施設入所支援の充実	①施設入所支援の充実		114
	計画の達成状況と課題	・ 支援学校の新卒者で生活基盤が弱い人が多く、入所の希望が増えている。親の高齢化によって入所の申込を行うケースも増えているが、入所には相当な時間がかかる。 ・ 施設入所者の高齢化がすすみ、機能訓練やリハビリの実施、医療的ケアのための看護師の配置などの人員・スキルの充実、設備の整備などが喫緊の課題となっている。	記号 3 J

		・住み慣れた地域で日中活動、生活支援、短期入所、移動支援等が利用できる、拠点機能をもつ入所施設を整備する。	
--	--	---	--

(3) 経済的安定のための支援

計 画 項 目	担当課 (機関)	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 年金・手当等の充実	①年金・手当等の充実	障害福祉室 市民課 ・障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当（経過的措置）を支給しています。 ・国民年金に関するパンフレットの配布や障害年金に関する広報等を通じて、啓発に努めています。 ・持続可能な年金制度等について国・府に要望しています（平成22年度から、無年金者や障害基礎年金を受けていない重度障害者への支給についても要望しています）。	115
	計画の達成状況と課題		記号 3 K
2) 経済的負担の軽減	①経済的負担を軽減するための支援	障害福祉室 ・21年7月より障害福祉サービスの自己負担金を決める資産要件の廃止と障害者の世帯範囲の見直しが行われ、地域生活支援事業の移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターⅡ型事業も見直しを行いました。 ・22年4月より市民税非課税世帯の介護給付費、訓練等給付費、補装具費の負担金、移動支援、日中一時支援、地域活動支援事業Ⅱ型、日常生活用具の自己負担金の見直しを行いました。 ・24年度からは障害者自立支援法の改正により、利用者負担は応能負担が原則となりました。また、高額障害福祉サービス費の支給や補装具に係る利用者負担の合算などで、利用者負担が軽減されました。	116
	計画の達成状況と課題		記号 3 L

3. 権利擁護に対する支援の充実

(1) 権利擁護に対する支援の充実

計 画 項 目	担当課 (機関)	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
1) 権利擁護をすすめる体制づくり	①権利擁護を推進するしくみづくり	障害福祉室 [関係団体等] ・相談支援ネットワーク会議等で、緊急時やインフォーマルな支援なども含めて検討しています。 ・成年後見制度利用支援事業を実施しています。 ・24年10月の障害者虐待防止法の施行にともない「虐待防止センター」を設置し、関係機関と連携して虐待防止に努めています。 ・障害者権利条約の批准をすすめる広域の取り組みを当事者団体として支援し、要望なども行っています。	117
	②ノーマライゼーションのまちづくりに関する都市宣言等の検討		118
	計画の達成状況と課題	・権利擁護に関する取り組みがすすんでいない。 ・障害者虐待防止法の施行をふまえ、権利擁護事業の実施等を自立支援協議会で検討する。 ・市民向けの催しや自治会単位の研修などを通じて、障害者の人権についての啓発活動を行っていく。 ・権利擁護や虐待防止のために、施設内での支援についての研修に取り組んでいく。	記号 3 M

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
2) 権利擁護に関する相談・支援の推進	①相談機関等における支援の充実	障害福祉室 ・ 市内 5 か所の相談支援事業所（直営 2 か所、委託 3 か所）を中心に、権利擁護に関する相談を行っています。 ○権利擁護に関する相談件数：21年度 62件 22年度 178件 23年度 78件 24年度 134件 25年度 144件	119
	②障害福祉サービス等に関する苦情解決の推進	障害福祉室 ・ オンブズパーソン（苦情調整委員）が、障害福祉サービス等の苦情や相談を受け付けています。	120
	③権利擁護センターの検討	保健福祉総務課 ・ 22年度に策定した「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」に、「（仮称）権利擁護支援センター」の機能を関係機関・団体、社会福祉協議会等と連携して設置するよう盛り込みました（第一次計画を継承）。	121
	計画の達成状況と課題	・ 支援の質を高める取り組みを、いっそう推進していく。	記号 3 N
3) 後見的支援の充実	①成年後見制度に関する相談や利用支援の充実	障害福祉室 ・ 親族申立、本人申立を支援し、成年後見人が選任されました。 ○申立・選任件数：20年度 2 件 21年度 1 件 22年度 3 件 24年度 1 件 25年度 1 件（1 件が決定待ち） ・ 23年度に成年後見報酬助成要綱を訂正し、24年度から市長申立により選任された案件に助成しています。 ○助成件数：24年度 1 件 25年度 1 件	122
	②成年後見人等の確保の推進	保健福祉総務課 ・ 25年度に市民後見人育成等検討会議を関係課と開催し、各課が所管する権利擁護に関する事業の状況について の情報共有を行いました。	123
		社会福祉協議会 ・ 23年度に市民後見人制度の研修会に参加しました。25年度は成年後見市町村長申立研修や権利擁護活動セミナーに参加しました。	
	③日常生活自立支援事業の推進	障害福祉室 ・ 日常生活自立支援事業を実施する社会福祉協議会と連携し、必要な人の利用を支援しています。	124
		保健福祉総務課 ・ 社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の専門員を増員し、待機者の緩和に努めました（20年度）。 ・ 25年度は社会福祉協議会との連絡会議で日常生活自立支援事業等の状況把握を行いました。	
		社会福祉協議会 ・ 日常生活自立支援事業を実施しています。24年度は専門員件生活支援員 1 人を増員し（計 6 人）、待機者解消に取り組んでいます。 ○実績：20年度 利用者（契約者）数 41人（うち、知的障害者10人、精神障害者 9 人）支援回数 1,044回 21年度 利用者（契約者）数 57人（うち、知的障害者14人、精神障害者13人）支援回数 1,575回 22年度 利用者（契約者）数 58人（うち、知的障害者13人、精神障害者16人）支援回数 1,625回 23年度 利用者（契約者）数 69人（うち、知的障害者13人、精神障害者18人）支援回数 1,758回 24年度 利用者（契約者）数 76人（うち、知的障害者13人、精神障害者24人）支援回数 2,006回 25年度 利用者（契約者）数 84人（うち、知的障害者12人、精神障害者27人）支援回数 2,186回	
	計画の達成状況と課題	・ 日常生活自立支援事業は申請から利用までの待機があり、必要な人が利用できるよう待機を解消するために、生活支援員の増員やケース対応の効率化などの対応を図っていく。 ・ 成年後見利用支援事業を、もっと積極的に活用していく。 ・ 市民後見について情報収集や検討を行っていく。	記号 3 O
4) 虐待防止の取り組みの推進	①虐待防止に向けた取り組みの推進	障害福祉室 ・ 23年度は障害者虐待防止法が24年10月に施行されることをふまえて府が実施した研修に相談支援事業所、福祉サービス事業所が参加しました。 ・ 24年度は障害者虐待防止法の施行について広報への掲載、パンフレットを作成・当事者・事業者への配布を行うとともに、障害者虐待防止センターを障害福祉室に設置し、通報受理後の対応に必要な機関と連携して実施しました。また、虐待防止法に関する研修を、福祉施設協議会、福祉事業所の職員・家族、居宅事業所連絡会	125

		を対象として実施しました。 ・25年度は大阪府の通報ダイヤルも記載したパンフレットの作成・配布、関係機関職員・家族対象の研修を実施しました。また、被虐待者の一時保護施設を福祉サービス事業所5か所と委託契約を締結して確保しました。	
	大阪府中央子ども家庭センター	・児童虐待相談への対応を行っています。 ○受付件数：20年度 717件（府全体で2,955件） 21年度 794件（府全体で3,270件） （管内）22年度 1,209件（府全体で4,820件）※寝屋川市の相談受付件数は329件 23年度 1,410件（府全体で5,711件） 24年度 1,344件（府全体で6,079件） 25年度 1,668件（府全体で6,509件）※暫定数値	
	[関係団体等]	・事業所の職員が、虐待防止に関する府の研修に参加しました。	
②虐待ケースへの対応の推進	障害福祉室	・障害者虐待防止法の施行にともない、24年度に障害者虐待防止センターを設置しました。虐待事案への具体的な対応を行うマニュアルを作成しています。25年度はマニュアルに即した適切な対応を行いました。 ○対応件数：24年度 虐待事案と判断 4件 緊急一時保護を実施 2件 25年度 虐待事案と判断 6件 緊急一時保護を実施 3件	126
	大阪府中央子ども家庭センター	・児童虐待相談への対応を行っています。	
計画の達成状況と課題	・虐待防止センターとして独立した組織（部屋・電話・スタッフ等）を確立し、相談支援事業所等の関係機関との連携を図り、虐待防止や権利擁護に関する対応を充実する。 ・自立支援協議会を中心として相談支援事業所、福祉サービス事業所、関係機関と連携し、虐待の予防と対応の充実を図る。また、緊急時に入所できる施設の確保をさらにすすめる。虐待のために分離した家族の再統合に向けた取り組みを強化する。 ・関係機関のネットワークを強化する。高齢者虐待や児童虐待で虐待者が障害者のケースなどへの総合的な支援体制とネットワークを構築する。 ・虐待防止センターを、「(仮称)権利擁護支援センター」とリンクさせるしくみをつくる。児童・高齢者・障害者・DVの虐待に対応する総合的な窓口機能を設置していく。		記号 3 P

計画推進のための取り組み

計 画 項 目	担当課（機関）	事 業 等 の 実 施 ・ 進 捗 状 況	連番
（１） 計画推進体制 の充実	①障害者長期計画推進委員会等での取り組みの推進	・ 障害者長期計画推進委員会において、障害福祉計画（第２期計画）策定のための意見交換を行いました。 ・ 21年度は障害者長期計画・障害福祉計画の進捗状況に関する検討を行うとともに、地域自立支援協議会全体会と合同開催し、課題の共有を図りました。 ・ 22年度から（計画策定年度以外）は長期計画推進委員会で障害者長期計画・障害福祉計画の進捗状況に関する検討を行い、出された課題を地域自立支援協議会全体会で報告して共有しました。 ・ 23年度に長期計画推進委員会で検討された障害者長期計画・障害福祉計画の進捗状況や課題をふまえて、障害福祉計画（第３期計画）を策定しました。 ・ 25年度より「障害者計画等推進委員会」に名称変更し、障害者長期計画・障害福祉計画の進捗状況や課題に関する検討を行っています。	127
	②地域自立支援協議会との連携の推進	・ 障害者長期計画推進委員会で地域自立支援協議会の活動内容等を報告し、地域自立支援協議会に参画する機関、団体等の意見を第２期障害福祉計画に反映しました。 ・ 21年度は障害者長期計画推進委員会と地域自立支援協議会全体会を合同開催し、各会議の役割と連携について意思統一を行いました。 ・ 22年度は地域自立支援協議会に参画する各団体等から出された課題を長期計画推進委員会で検討し、さらに長期計画推進委員会で出された課題を地域自立支援協議会全体会で意見交換を行い、連携して実施しました。 ・ 23年度は障害福祉計画（第３期計画）の策定においても自立支援協議会から出された課題を長期計画検討委員会で検討しました。 ・ 24年度は障害者長期計画と障害福祉計画の進捗状況と課題をふまえた意見交換を長期計画推進委員会で行い、そこで出された課題を自立支援協議会全体会で協議するなど、両会議を連携して実施しました。	128
	計画の達成状況と課題	・ 障害者総合支援法が施行されることをふまえて、難病患者への配慮をすべての項目で行い、国の政策もふまえながら市独自の取り組みをすすめていく。また、特定疾患以外の希少疾病患者や小児慢性疾患患者などへの包括的な支援を行っていく。 ・ 知的障害者の高齢化に対応するという視点も含めて、計画を推進していく。 ・ 教育分野と連携した取り組みを推進するため、計画推進委員会に教育関係者にも参加してもらう。 ・ あかつき・ひばり園の指定管理制度への移行などの市の障害者施策の大きな変更は、長期計画推進委員会で検討する。	記号 4 A
（２） 事業の推進体制の充実	①サービス提供体制の充実	・ 職員の専門性を向上するため、派遣研修の実施や「キャリアアップ助成」など、自己啓発への支援を行っています。	129
	②相談支援体制の充実	・ 相談支援ネットワーク会議を月１回開催しています。 ・ 21年度からは、そのうち３回は関係機関等を含めた地域生活支援部会として開催しています。25年度は地域生活支援部会を２回、指定特定相談支援事業所の研修を２回実施しました。 ・ 23年度からは障害者自立支援法の改正をふまえ、基幹的な役割を担う相談支援ネットワークの構築に向けた検討を行っています。	130
	計画の達成状況と課題	・ 地域生活を支える人材や事業所を充実していく。 ・ 民間の事業所の取り組みを推進するとともに、連携を強化していく。→ 委託事業に関して、事業内容に見合った十分な委託料が設定されていない。 ・ 相談支援の体制に向けた体制の確保や基幹相談支援センターの設置に向けた事業等のあり方を検討する。 ・ 相談支援事業を充実するとともに、ケースの配分や質を担保するしくみなども検討していく。	記号 4 B

		・指定特定相談支援事業所の充実を図る。		
(3) 計画的・効果 的な事業実施 の推進	①障害福祉計画と の連携の推進	障害福祉室	・20年度に障害福祉計画（第2期計画）を策定し、サービス見込量や推進方策、3年間に重点的に取り組む事項などを定めました。 ・21年度から（計画策定年度以外）は、障害者長期計画推進委員会で障害福祉計画を含めた進捗状況の点検・評価を行いながら、各計画を推進しています。22年度からは地域自立支援協議会に参画している各団体等にも、計画の達成状況と課題等についての意見を求めています。 ・23年度は障害福祉計画（第3期計画）を策定し、24～26年度のサービス見込量や推進方策、重点的に取り組む事項などを定めました。 ・25年度は障害者計画等推進委員会で「平成26年度に重点的に取り組む事項」について協議しました。	131
	②他の計画等との 連携の推進	障害福祉室	・市の総合計画と整合性を保つとともに他課が策定した計画と連携を図りながら、計画の推進を図っています。 ・22年度は第二次地域福祉計画の策定にあたって開催された「保健福祉部内計画担当者連絡会議」に参加し、情報共有を行いました。	132
		保健福祉総務課	・地域福祉計画の見直しにあたり、個別計画との連携を図るための担当職員どうしの連絡会をもち、体系的・一体的に推進する可能性について検討しました。 ・22年度に策定した「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」（第二次地域福祉計画）では、関係部局が連携し、地域福祉計画の理念と方向性をふまえて保健福祉の個別計画の策定・推進に取り組むよう位置づけました。 ・24年度に関係団体から選出された委員による地域福祉計画推進評価委員会を開催し、計画の進捗状況の把握と推進に向けた意見交換を行いました。25年度からは「地域福祉計画推進委員会」に改称して開催しています。 ・保健福祉部と社会福祉協議会の連絡会議を開催しています。	
	③効果的な事業実 施の推進	障害福祉室	・障害者計画等推進委員会（25年度より名称変更）のなかで、進捗状況の点検・評価を行っています。25年度は「平成26年度に重点的に取り組む事項」について協議しました。	133
	計画の達成状況と 課題	・関係団体等へのヒアリングを定期的 to 実施し、現状や要望を把握していく。		記号 4 C